

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 18 回委員会年次会合報告書

2011 年 10 月 10-13
インドネシア、バリ

第 18 回委員会年次会合報告書

2011 年 10 月 10-13 日

インドネシア、バリ

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 議長であるアブドゥル・ゴファル博士（インドネシア）は、参加者を歓迎するとともに、会合を開催した。

1.2 議題の採択

2. 議題は、別添 1 のとおり採択された。
3. 会合の参加者リストは、別添 2 のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

4. 委員会は、別添 3 の第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT19 の議長及び副議長並びに開催地の選定

5. 日本は、CCSBT19 における委員会議長を指名する。オーストラリアは、副議長を指名する。
6. CCSBT19 は、日本の高松市において開催する。

議題項目 4. その他の事項

7. その他の事項の議論はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

8. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

9. 会合は、2011 年 10 月 13 日午後 5 時 20 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第18回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題
第 18 回委員会年次会合
2011 年 10 月 10-13 日
インドネシア、バリ

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT19 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 18 回委員会年次会合

CCSBT 議長

アブドゥル・ゴファル ディポネゴロ大学漁業海洋科学部教授

科学委員会議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド	農業・漁業・林業省副事務次官
ギャビン・ベッグ	オーストラリア農業資源経済科学局部長
アナ・ウィロック	農業・漁業・林業省 国際漁業課長
カトリーナ・フィリップス	農業・漁業・林業省国際漁業担当主任
ゴードン・ニール	農業・漁業・林業省漁業部長
ニック・レインズ	オーストラリア漁業管理庁局長
ミーガン・ワトソン	外務貿易省行政官
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	
メーディ・ドロウディ	トニーズ・ツナ・インターナショナル部長 南オーストラリア州第一次産業・資源省 漁業養殖業課長
アンソニー・エリン	ステアグループ（株）会計監査役
テリー・ロマロ	シップ・エージェンシー・オーストラリア
デイビッド・エリス	オーストラリアまぐろ漁船船主協会

インドネシア

アガス A. ブディマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
エルニ・ウィジャジャンティ	海洋漁業省課長補佐
エンドロヨノ	海洋漁業省課長補佐
イッピ・スドルジャ	海洋漁業省課長補佐
ファヤクン・サトリア	漁業管理保存研究センター研究官
サウト・タンブボロン	海洋漁業省係長
ヘスティワリ・マドエンラトリ	海洋漁業省係長
トリアン・ユナンダ	海洋漁業省室長
マーラス	海洋漁業省
リリ・サディヤ	漁業管理保存研究センター研究官
イムロン・ロシディ	海洋漁業省
ノビアトリ・ラマワティ	海洋漁業省
ヤヤン・ヘヌヤディン	海洋漁業省
プトゥ・スアデラ	海洋漁業省
カヒアニ・ドゥイ・セチアワティ	海洋漁業省
ムンプニ・シンティア・プラティウィ	海洋漁業省
ハリニ・ナレンドラ	インドネシアまぐろ協会副会長
シンタハユ・ルキタンニンジャ	外務省
デスリ・ヤンティ	国際協力機構分析センター
今泉 信雄	インドネシアまぐろ協会
ファリダ	PT インティマスリヤ
ドゥイアガスシスワ・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長
バンバン・ノバントロ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局次長
アイバンハンス・ジョージ	インドネシアまぐろはえ縄協会課長
アンディ・ソエスモノ	国際協力機構分析センター課長補佐
アブドル・イマン	バリ・ペンガンベンガン漁港職員
アクマラドゥイ・ヌガハラ	ジャカルタ・ニザム・ザックマン漁港職員

日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部漁業調整課
久壽居 良	外務省漁業室課長補佐
伊藤 智幸	水産総合研究センター 遠洋水産研究所
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長

中村 正明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合
吉田 吉田裕之	日本かつおまぐろ漁業協同組合
臼井 壮太郎	日本かつおまぐろ漁業協同組合
勝倉 宏明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
久保田 長秀	日本かつおまぐろ漁業協同組合
安藤 孝明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
籠尾 啓太	日本かつおまぐろ漁業協同組合
池田 博	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
池田 博人	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
小船 憲佳	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	漁業省科学部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問
ピーター・バラントイン	ソランダー・フィッシャリーズ (株)

大韓民国

ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課
ツァンギム・キム	国立漁業調査開発研究所主任研究官
サンス・キム	農林水産食品部遠洋漁業管理室課長補佐
ヤンキュン・ジョ	動植物水産物検疫検査庁水産物品質制御課
チーゴン・キム	思潮産業 (株)
インケン・パク	韓国海外漁業協会遠洋漁業課
ナラエ・ハ	思潮産業 (株)
カンジャエ・クワ	ドンワン産業
クワンシ・バエ	ドンワン水産 (株)

オブザーバー

漁業主体台湾

シューリン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
ウォレス MG・チョー	外交部国際組織司主任
アレン・ハン	対外漁業協力発展協会事務員
ホーシン・カン	対外漁業協力発展協会アシスタント
ウエンジャン・シェ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長
インハー・リュウ	インド洋漁船運営委員会会長
クワンティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

フィリピン

ジル・アドラ	水産海洋資源局課長補佐
リチャード・サイ	OPRT フィリピン

南アフリカ

コシナティ・ダナ	農業・林業・漁業省特別調査部門課長
クレイグ・スミス	農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業 管理担当
フィンディウイ・ディンギル	農業・林業・漁業省課長操業支援担当
マリサ・カショルテ	農業・林業・漁業省政策分析官国際連携担 当
D・ルーカス	南アフリカまぐろはえ縄協会会長
C・ディースト	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
J・パイパー	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
N・ディースト	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
B・ブロフィー	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
M・コレア	南アフリカまぐろはえ縄協会会員

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ	コンサルタント
-------------	---------

トラフィック

ジョイス・ウー

上席計画官

日米研究インスティテュート (USJI)

石井 敦

研究者

大久保 彩子

研究者

坂口 功

研究者

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

事務局長

鈴木 信一

事務局次長

レッチェル・フレンチ

アシスタント

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 18 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2011 年 10 月 10-13 日
インドネシア、バリ

第18回委員会年次会合に付属する

拡大委員会報告書

2011年10月10-13日

インドネシア、バリ

議題項目 1. 開会

1.1. 第18回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. CCSBT18に付属する拡大委員会の議長として、アブドゥル・ゴファル博士（インドネシア）が承認された。
2. 議長は、会合を開会した。

1.2. 議題の採択

3. 議題は、別紙1のとおり採択された。
4. 会合に提出された文書のリストは、別紙2のとおり。

1.3. オープニング・ステートメント

5. 事務局長は、欧州委員会内における緊急かつ予期せぬ事態のために欧州連合が拡大委員会会合を欠席することについて、同連合から遺憾の意が表されていることを紹介した。

1.3.1 メンバー

6. メンバーは、オープニング・ステートメントを行うとともに、代表団を紹介した。会合の参加者リストは、別紙3のとおり。
7. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは、別紙4のとおり。

1.3.2 協力的非加盟国

8. 協力的非加盟国（CNM）によるオープニング・ステートメントは、別紙5のとおり。

1.3.3 オブザーバー

9. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは、別紙6のとおり。

10. 議長は、CCSBT18 会合は、管理方式、TAC 及び TAC の配分について合意するという重大な課題に直面していることを指摘した。委員会の主たる使命を想起させるべく、議長は「みなみまぐろの運命 2」という詩（別紙 7）を朗読した。

議題項目 2. 事務局からの報告

11. メンバーは、事務局からの報告（CCSBT-EC/1110/04）に留意するとともに、以下の勧告に合意した。
- a) 拡大科学委員会議長及び遵守委員会議長の任期を更に 2 年間延長する。
 - b) CCSBT 手続規則を別紙 8 のとおり改正し、CCSBT の全ての会合について、それぞれの会合の開催前に、当該会合の暫定議題の公表を可能とする。さらに、暫定議題の注釈中のセンシティブな内容については、メンバーからの要請に応じて、その公表前に除くことができることにも合意した。
 - c) 財政運営委員会において、事務局内にコンプライアンス・マネージャーの役職を設けることについて検討し勧告を行う。

議題項目 3. 財政運営委員会

12. 事務局長は、2011 年修正予算（CCSBT-EC/1110/05）及び 2012 年予算案（CCSBT-EC/1011/06）を含め、会合において検討する必要がある財政的事項の概要を説明した。これらの文書の詳細な検討は、財政運営委員会（FAC）に付託された。
13. FAC は、以下について検討した。
- 2011 年修正予算
 - 2012 年予算案
 - その他の財政・運営上の課題
14. FAC の議長として、ゴードン・ニール氏（オーストラリア）が指名された。

3.1. 財政運営委員会からの報告

15. FAC 議長は、FAC における審議結果を報告した。これには、2011 年の修正予算及び 2012 年予算案の勧告が含まれる。
16. 事務局長は、2012 年の遵守委員会会合及び拡大委員会会合で検討予定のメンバーの試行的監査に関して、より詳細な提案を用意するよう要請された。

3.2. 財政問題に関する検討及び予算案の採択

17. メンバーは、航空調査の費用をメンバー間で負担することに合意することはできなかったが、かかる調査は SBT の資源評価に極めて重要であることに留意しつつ、オーストラリアによる継続的な作業に感謝した。
18. オーストラリアは、航空調査の継続は優先度の高いものであるが、2012 年の航空調査を確実に実施するための予算は未だ決定されていないと述べた。さらに、オーストラリアは、必要な資金を獲得し、現在実施中の資源モニタリングを継続するために最善を尽くすが、仮に資金が確保できなかった場合には、年の後半において、メンバー宛に文書をもって通知する必要性が生じる可能性がある、また、仮に他のメンバーも 2012 年に航空調査を継続すべきという同じ考えを持っているならば、メンバーからの任意の資金拠出が要請されることとなろうと述べた。
19. 拡大委員会は、2011 年修正予算及び 2012 年予算案を含め、FAC 報告書及び FCA からの全ての勧告を採択した。FAC 報告書は、別紙 9 のとおり。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

20. 台湾は、韓国の国別報告書において、2010 年及び 2011 年に韓国が台湾から SBT を輸入したことに言及していると説明した。韓国から提供された漁獲モニタリング様式及び再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式を調べたところ、台湾の漁獲物は、日本に輸出され、その後、日本から韓国に向けて再輸出されており、台湾から韓国に直接輸入されたものではないことが判明した。韓国は、以上について正式に確認した。

4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告

21. 会合は、第 6 回遵守委員会会合においてこの議題を広範に議論したことから、CCSBT18 では追加的な議論は不要であることに合意した。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

22. 遵守委員会議長は、遵守委員会会合報告書を紹介するとともに、当該会合が生産的かつ協力的に進められたことについて参加者に感謝した。議長は、遵守委員会が拡大委員会に対して行った勧告を強調した。
23. 遵守委員会からの勧告も含め、遵守委員会会合報告書は、別紙 10 のとおり採択された。

議題項目 6. 拡大委員会特別会合からの報告

24. 議長は、特別会合の結果を報告するとともに、CCSBT 管理方式の構成要素の合意に向けて進展が見られたこと、また、同会合において CCSBT 戦略計画が採択されたことは喜ばしいことであったと述べた。
25. 拡大委員会特別会合報告書（別紙 11）が留意された。

議題項目 7. 拡大科学委員会からの報告

26. 拡大科学委員会会合報告書については、特別会合において採択されていることから、更なる議論は行われなかった。
27. 拡大科学委員会（ESC）議長は、特別会合から要請された管理方式に関する休会期間中の作業結果を説明した。バリ方式に関する 12 通りのバージョン（すなわち、チューニング年を 2030 年又は 2035 年にするか、最大 TAC 変更幅を 3000 トン又は 5000 トンにするか、2012-14 年の TAC 期間において、TAC を増加させない、1000 トン増加させる又は完全増加させるか）の結果が示された。
28. さらに、拡大委員会特別会合からの要請に応じて、ESC 議長は、上述のシナリオに対応する 2012-2014 年における TAC の想定範囲についても報告した。

議題項目 8. 管理方式の採択

29. 拡大委員会は、管理方式（MP）を採択し、これに基づいて 2012 年以降の全世界の総漁獲可能量（TAC）を決定することに合意した。当該 MP を採択するに当たり、拡大委員会は、産卵親魚資源の短期的な再建確率を高め、かつ産業界がより安定的な TAC を得るための予防的措置を講じる必要性を強調した。
30. 拡大委員会は、管理方式の採択に関する決議（別紙 12）を採択することに合意した。
31. さらに会合は、未漁獲量の限定的繰越しに関する決議（別紙 13）を採択することにも合意した。

議題項目 9. 総漁獲可能量及びその配分

9.1. TAC の決定

32. 拡大科学委員会からの助言を踏まえ、拡大委員会は、産卵親魚資源の再建の早い段階で予防的措置を採用することに合意した。
33. これを受け、拡大委員会は、次のとおり合意した。

- 2012年のTACを10,449トンとする。
- 2013年のTACを10,949トンとする。
- 2014年のTACは、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449トン又は2015–2017年を対象としたMPの計算結果に基づく水準（どちらか少ない方）とする。

9.2. 調査死亡枠

34. 拡大委員会は、文書CCSBT-EC/1110/12を検討し、2011/2012期におけるひき縄調査用に1トン、並びにアーカイバルタグ及びポップアップ衛星タグの継続的な標識放流用に5トンを承認した。

9.3. TACの配分

35. 南アフリカは、同国のSBT配分量を増加させるべき理由を説明した。かかる説明は、別紙14のとおり。
36. 拡大委員会は、2011年8月の特別会合において合意した配分に関する原則を再確認するとともに、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議（別紙15）を採択することに合意した。
37. 拡大委員会は、南アフリカからの配分量の増加についての要請に留意し、同国の条約への加盟を条件として、2013年及び2014年に同国が増加分を受け取ることに合意した。拡大委員会は、将来の配分量を300トンとする同国からの要請に留意し、今後とも積極的に同国の配分量をレビューしていくことに合意した。
38. 南アフリカは、かかる配分量の増加量は同国が条約に加盟するために必要な水準に達していないこと、また、将来においても拡大委員会が同国の漁獲枠を増加させることを保証していないことから、遺憾の意を表明した。また、南アフリカは、結果的に同国に影響を与えることとなった議論に十分に参加することができなかったことは遺憾であったとも述べた。さらに、南アフリカは、合意された同国向けの配分量を受け入れる立場にはなく、休会期間中に議論を継続していく所存であると説明した。
39. 日本は、自国の配分量が要求量を下回っていることから、台湾からの配分量の移譲に関して台湾との交渉を実施中であることをメンバーに説明した。さらに日本は、かかる移譲の詳細を事務局に通報し、そして事務局から全てのメンバーに対して通知されるであろう説明した。

議題項目 10. 戦略計画の採択及び実施

40. 事務局長は、CCSBT戦略計画の実施に関する議論のための文書CCSBT-EC/1110/13を説明した。同文書は、遵守委員会会合及び拡大科学委員会会合では未だ議論されていない課題に関連するものである。

41. これらの実施上の課題に関して、以下の議論が行われた。
- 科学データの検証のためのガイドラインを提供する高い水準の実施規範を策定する。これは、単純かつ簡潔なものとすべきであり、休会期間中の作業部会を立ち上げて素案を作成し、これを 2012 年の拡大科学委員会会合において検討するべきである。
 - 拡大委員会は、SBT の死亡に関するデータ又はかかるデータが入手不可能な場合には最善の推定量を提供すること、並びに ESC に対して今後の資源評価及び MP の際に、かかる情報を考慮するよう要請することに合意した。この要請を新規及び既存のメンバーに対してより明確に伝えるべく、EC は本件に関する決議を検討することにも合意した。しかしながら、EC は、ニュージーランドが作成した決議案をレビューするための十分な時間を確保することができなかった。かかる決議案については、2012 年に更に検討するために、別紙 16 として添付した。
 - データ提出要件に関連して、拡大委員会は、ERSWG に対して指示を行うべきであり、また、かかる指示は、議題項目 15 において議論されるべきである。
 - CCSBT の 2008 年 ERS 勧告（みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告）を、別紙 17 のとおり改正し、ICCAT 条約水域において操業する際は、ICCAT の措置を遵守すべき要件を加えることとする。
 - ERSWG は、同 WG の作業の一環として、他のまぐろ類 RFMO の ERS 措置の効果及び ERS に対する SBT 漁業のリスクを評価するべきである。また、CCSBT は、まぐろ類 RFMO 合同混獲技術作業部会に積極的に関与し続けるべきである。
 - 戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）は、非常に有益な議論の場ではあったが、同作業部会の現行の付託事項に規定された任務は、かなりの程度達成されたことから、議論を要する具体的な課題があった場合に限り、臨時的にこれを開催するべきである。かかる時点で当該付託事項がレビューされることとなるだろう。2012 年においては、SFMWG は開催しないこととする。
 - MCS 情報の収集及び共有に関する政策が最近採択されたことに留意し、現時点においては、遵守に関するデータの機密性に関連する規則を採択する必要はないと考えられた。
 - 発展途上のメンバー及び CNM は、支援が有益となる分野を明記した一覧表を拡大委員会に提出するよう再度奨励された。
 - インドネシアは、今後自国においてキャパシティ・ビルディングが有益となる分野は、漁業法制度であると述べた。
 - 拡大委員会は、地域的な経済統合のための機関の CCSBT への加盟を認めるための可能性のある手段を審議するに当たって、まずは EU を同委員会会合に出席させる必要があると考えた。したがって、かかる手段については議論されなかった。

- 拡大委員会は、SBTの新興マーケットを特定するとともに常に新しい情報を入手しておくべきであり、ゆえに、事務局から勧告されたプロセスに従うべきである。
42. 2011年4月に能力開発に焦点を合わせたMCSワークショップを発展途上国とともに開催した韓国に対して敬意が表明された。

議題項目 11. 協力的非加盟国

43. 事務局長は、CCSBT-EC/1110/14を説明した。この中で、協力的非加盟国(CNM)のパフォーマンスに対する分析は、遵守委員会に課されていることから、同文書には当該分析結果は含まれておらず、より詳しい情報は第6回遵守委員会会合報告書を参照すべきことを指摘した。
44. メンバーは、2012年における欧州連合、フィリピン及び南アフリカのCNMとしての地位を確認した。
45. しかしながら、メンバーは、EUに対して情状酌量すべき事情があることに理解を示す一方で、EUが会合を欠席したこと並びに特に漁獲報告義務及びCDSの実施に関連してEUの遵守のパフォーマンスレベルが低いことに遺憾の意を表明した。メンバーは、事務局長がEUに対してCDSの実施ための対策及びCCSBT報告義務の遵守改善のための対策を講じることを強く勧告する旨の書簡を送るよう要請した。

議題項目 12. 非加盟国との関係

46. 会合は、事務局と5つの非加盟国とのCCSBT CDSに関連する書簡のやり取りを概説した文書CCSBT-EC/1110/15に留意した。
47. 事務局は、今後数か月間はシンガポールとの連絡を続けるよう要請されるとともに、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の条約水域における中国漁船の操業及びSBT漁獲の可能性に関して同国に書簡を送るよう要請された。

議題項目 13. 他の機関との活動

48. 事務局長は、2011年における他の機関との交流及び2012年における提案についての文書CCSBT-EC/1110/16を説明した。
49. メンバーは、CCSBTのためのオブザーバー義務の一環として、以下の報告書を発表した。これは、別紙18のとおり。
- a) ニュージーランドからの報告：第7回WCPFC年次会合、第7回科学委員会会合及び第7回技術遵守委員会会合

- b) オーストラリアからの報告：南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 2010 年会合
 - c) 日本からの報告：第 17 回大西洋まぐろ類保存国際委員会年次会合及び第 15 回インド洋まぐろ類委員会会合
 - d) 台湾からの報告：第 82 回全米熱帯まぐろ類委員会年次会合
50. 2012 年においては、2011 年と同様に、メンバーは、CCSBT を代表としてオブザーバー参加する任務を担うことが合意された。
51. Kobe プロセスに関連する事務局からの勧告については、Kobe 運営委員会の場で CCSBT 議長及び副議長を代表する者として指名される者を事務局からメンバーに通知し、必要な場合にはメンバーがこれに意見を言うことができるようにするといった若干の修正を行った後、メンバーはかかる勧告事項の全てに合意した。
52. 会合は、今後の拡大委員会年次会合の議題に「Kobe プロセスからの勧告の評価」と称する常設の議題項目を含めることに合意した。
53. メンバーは、事務局長からの要請、すなわち、合同混獲技術作業部会における優先調査事項のリスト案をレビュー及び修正し、2011 年 11 月 30 日までに事務局に提出することについて留意するよう要請された。さらに、メンバーは、混獲情報緩和制度（公表予定）に利用されるべき現行の又は予定している CCSBT に関連する混獲調査のリストを提供するよう要請された。

議題項目 14. データ及び文書の機密性

14.1. CCSBT 機密性に関する取決めにに関する未解決事項

54. 会合は、CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の Paragraph 5(c)、21 及び 22 を削除することに合意した。
55. さらに、同規則のセクション 1 の表題を次の文と差し替えることに合意した。
- 「この規則における CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則」
56. 合意された手続規則は、別紙 19 のとおり。

14.2. 2011 年の報告書及び文書の機密性

57. 拡大委員会は、CCSBT-ESC/1107/04 の別紙 A、CCSBT-ESC/1107/27、CCSBT-CC/1110/10 及び CCSBT-CC/1110/BGD03 を除き、CCSBT18 に関連する会合の報告書及び当該会合に提出された文書が公表されることに留意した。

議題項目 15. その他の事項

15.1. 2012 年の会合

58. 2012 年の会合は、以下の日程のとおり日本で開催されることが合意された。
- ERS 作業部会会合・2012 年 3 月 26－30 日のうちの 4 日間・東京
 - 拡大科学委員会会合・2012 年 8 月 27－31 日・東京
 - 第 7 回遵守委員会会合・2012 年 9 月 27－29 日・高松市
 - 第 19 回拡大委員会会合・2012 年 10 月 1－4 日・高松市

15.2. ERS 作業部会会合

59. 会合は、ERS 作業部会に対して、同部会の次回会合において、SBT 漁業が ERS に与えるリスク及びかかるリスクの緩和について評価するよう要請した。ERS 作業部会がこれらの評価を行うことができるよう、メンバーは、全ての関連情報を当該会合に提供するよう強く要請された。
60. 会合は、事務局長に対して、通常の手続きに従って、ERS 作業部会の議長と相談してこの会合の議題案（別紙 20）を更に改善するとともに、暫定議題案をメンバーに回章し意見を求めるよう要請した。

議題項目 16. 閉会

16.1. CCSBT 第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

61. CCSBT19 に付属する拡大委員会の議長は、日本が指名する。副議長は、オーストラリアが指名する。

16.2. 報告書採択

62. 会合報告書が採択された。

16.3 閉会

63. 会合は、2011 年 10 月 13 日午後 5 時 15 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 議題
2. 文書リスト
3. 参加者リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 議長の詩
8. 暫定議題の公表を可能とするための CCSBT 手続規則の改正
9. 財政運営委員会報告書
10. 第 6 回遵守委員会会合報告書
11. 拡大委員会特別会合報告書
12. 管理方式の採択に関する決議
13. 未漁獲量の限定的繰越しに関する決議
14. より多くの漁獲枠の要求を裏付ける CCSBT18 に対する南アメリカからの説明概要
15. 総漁獲可能量の配分に関する決議
16. 全ての死亡要因に関するデータ提供のための決議案（ニュージーランド提案）
17. CCSBT の ERS 勧告の改正
18. CCSBT のためのオブザーバー義務の一環としてメンバーが紹介した他の RFMO の報告書
19. CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則（改正版）
20. 次回 ERS 作業部会会合の議題案

議題

第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2011 年 10 月 10-13 日

インドネシア、バリ

1. 開会
 - 1.1. 第 18 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題に関する検討及び予算案の採択
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告
 - 4.1.1. 市場モニタリング
 - 4.1.2. 豪州 SBT 蓄養事業（ステレオビデオモニタリングの導入等）
 - 4.1.3. その他
5. 遵守委員会からの報告
6. 拡大委員会特別会合からの報告
7. 拡大科学委員会からの報告
8. 管理方式の採択
9. 総漁獲可能量及びその配分
 - 9.1 TAC の決定
 - 9.2 調査死亡枠
 - 9.3 TAC の配分
10. CCSBT 戦略計画の採択及び実施
11. 協力的非加盟国
12. 非加盟国との関係

13. 他の機関との活動
14. データ及び文書の機密性
 - 14.1. CCSBT 機密性に関する取決めにに関する未解決事項
 - 14.2. 2011 年の報告書及び文書の機密性
15. その他の事項
 - 15.1. 2012 年の会合
16. 閉会
 - 16.1. CCSBT 第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
 - 16.2. 報告書の採択
 - 16.3. 閉会

文書リスト
第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1010/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat
5. (Secretariat) Revised 2010 Budget
6. (Secretariat) Draft 2011 Budget
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
9. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting
10. (Secretariat) Report From The 2010 Joint Tuna RFMO Workshops
11. (Secretariat) Adoption and Implementation of the CCSBT Strategic Plan
12. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
13. (Secretariat) Adoption of a Management Procedure
14. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
15. (Secretariat) Cooperating Non-members
16. (Secretariat) Relationship with Non-members
17. (Secretariat) Activities with Other Organisations
18. (Secretariat) Governance Arrangements – Role of Chair
19. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents
20. (SC Chair) Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee
21. (Australia) A guide for adopting a CCSBT Management Procedure: short-term and long-term considerations

(CCSBT-EC/1010/BGD)

(CCSBT-EC/1010/Info)

1. (Secretariat) Report of the Joint tuna RFMO meeting of experts to share best practices on the provision of scientific advice (Barcelona, May/ June, 2010)
2. (Secretariat) Report of the International workshop on tuna RFMO management of issues relating to bycatch (Brisbane, June 2010)

3. (Secretariat) Report of the International workshop on RFMO management of tuna fisheries (Brisbane, June/July 2010)

(CCSBT-EC/1010/Rep)

1. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
2. Report of the Third Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2010)
3. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
4. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
5. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)
6. Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2009)
7. Report of the Eighth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (September 2009)
8. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
9. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)
10. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee (October 2008)
11. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
12. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)

(遵守委員会会合から継続して議論される予定の文書) ¹

(CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries -)

Australia	Australia's annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2009 Fishing Season
Korea	Annual Review of National SBT Fisheries
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2009/2010
European Union	European Union Report on 2009 SBT Fishery

¹ CC 会合の文書のうち、メンバーが拡大委員会 (EC) において議論を希望する可能性のある文書。これらの文書については、再度文書番号は付さない。

South Africa	Annual Review of the South African SBT Fishery for the 17th Annual Meeting of the Commission
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT)

(CCSBT-CC/1010/Compliance Action Plan-)

Australia	Australia's compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan
Korea	Korea Compliance Action Plan
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2010
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan 2010
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

(CCSBT-CC/1010/)

7. (Secretariat) CCSBT Data Confidentiality Rules and Arrangements
10. (Australia) Draft Resolution on the Provision of Fisheries-Dependent Data to Support the Scientific Assessment of Southern Bluefin Tuna and Ecologically Related Species

(CCSBT-CC/1010/BGD)

4. (Japan) Analysis of age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2009 (Originally CCSBT-ESC/1009/21)
5. (Japan) Monitoring on Japanese domestic markets: 2010 update (Originally CCSBT-ESC/1009/32)

(CCSBT-CC/1010/Info)

1. (Secretariat) Report of the International Workshop on Improvement, Harmonisation and Compatibility of Monitoring, Control and Surveillance Measures, including Monitoring Catches from Catching Vessels to Markets (Barcelona, June 2010)

参加者リスト
第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

CCSBT 議長

アブドゥル・ゴファル ディポネゴロ大学漁業海洋科学部教授

科学委員会議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド	農業・漁業・林業省副事務次官
ギャビン・ベッグ	オーストラリア農業資源経済科学局部長
アナ・ウィロック	農業・漁業・林業省 国際漁業課長
カトリーナ・フィリップス	農業・漁業・林業省国際漁業担当主任
ゴードン・ニール	農業・漁業・林業省漁業部長
ニック・レインズ	オーストラリア漁業管理庁局長
ミーガン・ワトソン	外務貿易省行政官
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	
	トニーズ・ツナ・インターナショナル部長
メーディ・ドロウディ	南オーストラリア州第一次産業・資源省 漁業養殖業課長
アンソニー・エリン	ステアグループ（株）会計監査役
テリー・ロマロ	シップ・エージェンシー・オーストラリア
デイビッド・エリス	オーストラリアまぐろ漁船船主協会

漁業主体台湾

シューリン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
ウォレス MG・チャー	外交部国際組織司主任
アレン・ハン	対外漁業協力発展協会事務員
ホーシン・カン	対外漁業協力発展協会アシスタント
ウェンジャン・シェ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長
インハー・リュウ	インド洋漁船運営委員会会長
クワンティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

インドネシア

アガス A. ブディマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
エルニ・ウィジャジャンティ	海洋漁業省課長補佐
エンドロヨノ	海洋漁業省課長補佐
イッピ・スドルジャ	海洋漁業省課長補佐
ファヤクン・サトリア	漁業管理保存研究センター研究官
サウト・タンブボロン	海洋漁業省係長
ヘスティワリ・マドエンラトリ	海洋漁業省係長
トリアン・ユナンダ	海洋漁業省室長
マーラス	海洋漁業省
リリ・サディヤ	漁業管理保存研究センター研究官
イムロン・ロシディ	海洋漁業省
ノビアトリ・ラマワティ	海洋漁業省
ヤヤン・ヘヌヤディン	海洋漁業省
プトゥ・スアデラ	海洋漁業省
カヒアニ・ドゥイ・セチアワティ	海洋漁業省
ムンプニ・シンティア・プラティウィ	海洋漁業省
ハリニ・ナレンドラ	インドネシアまぐろ協会副会長
シンタハユ・ルキタンニンジャ	外務省
デスリ・ヤンティ	国際協力機構分析センター
今泉 信雄	インドネシアまぐろ協会
ファリダ	PT インティマスリヤ
ドゥイアガスシスワ・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長
バンバン・ノバントロ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局次長
アイバンハンス・ジョージ	インドネシアまぐろはえ縄協会課長
アンディ・ソエスモノ	国際協力機構分析センター課長補佐
アブドル・イマン	バリ・ペンガンベンガン漁港職員

アクマラドゥイ・ヌガハラ ジャカルタ・ニザム・ザックマン漁港職員

日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部漁業調整課
久壽居 良	外務省漁業室課長補佐
伊藤 智幸	水産総合研究センター 遠洋水産研究所
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
中村 正明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合
吉田 吉田裕之	日本かつおまぐろ漁業協同組合
臼井 壮太朗	日本かつおまぐろ漁業協同組合
勝倉 宏明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
久保田 長秀	日本かつおまぐろ漁業協同組合
安藤 孝明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
籠尾 啓太	日本かつおまぐろ漁業協同組合
池田 博	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
池田 博人	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
小船 憲佳	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	漁業省科学部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問
ピーター・バラントイン	ソランダー・フィッシャリーズ (株)

大韓民国

ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
-----------	-------------------

ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課
ツァンギム・キム	国立漁業調査開発研究所主任研究官
サンス・キム	農林水産食品部遠洋漁業管理室課長補佐
ヤンキュン・ジョ	動植物水産物検疫検査庁水産物品質制御課
チーゴン・キム	思潮産業（株）
インケン・パク	韓国海外漁業協会遠洋漁業課
ナラエ・ハ	思潮産業（株）
カンジャエ・クワ	ドンワン産業
クワンシ・バエ	ドンワン水産（株）

協力的非加盟国

フィリピン

ジル・アドラ	水産海洋資源局課長補佐
リチャード・サイ	OPRT フィリピン

南アフリカ

コシナティ・ダナ	農業・林業・漁業省特別調査部門課長
クレイグ・スミス	農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業 管理担当
フィンディウイ・ディンギル	農業・林業・漁業省課長操業支援担当
マリサ・カショルテ	農業・林業・漁業省政策分析官国際連携担 当
D・ルーカス	南アフリカまぐろはえ縄協会会長
C・ディースト	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
J・パイパー	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
N・ディースト	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
B・ブロフィー	南アフリカまぐろはえ縄協会会員
M・コレア	南アフリカまぐろはえ縄協会会員

オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ	コンサルタント
-------------	---------

トラフィック

ジョイス・ウー

上席計画官

日米研究インスティテュート (USJI)

石井 敦

研究者

大久保 彩子

研究者

坂口 功

研究者

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

事務局長

鈴木 信一

事務局次長

レッチェル・フレンチ

アシスタント

オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

まず初めに、ホストであるインドネシア政府に対し、我々を温かく歓迎していただいたこと、また、すばらしい会場を準備してくださったことに感謝申し上げます。また、いつもどおり質の高い会合文書や会合準備してくださった事務局にも感謝申し上げます。昨日、我々代表団のほとんどは、ホテルを離れ、火山、バティック製作、猿、水田、寺院、民家、ワラビーやスプリングボックスなどのバリの一部を観光する機会を持つことができ、大変楽しい一日でした。

今週の会合は、拡大委員会の歴史上、最も重要なものとなります。今週の終わりに、我々は成功裏に終わるか、失敗に終わるかのどちらかであり、今週我々が行う決定によって、この機関に対する世間の評価及びそれに応じた第三者による行動が左右されることとなります。

オーストラリアの立場を申し上げれば、今週の成功とは、みなみまぐろ産卵親魚資源の枯渇した状態に対応し、その再建を確保するための予防的な管理手続きの採択をコンセンサスで決定するというものです。我々は、予防的と言う点を強調します。再建予測に関して、いくつかの前向きな兆候はありますが、それらはあくまでも将来予測にすぎません。オーストラリアとしては、みなみまぐろ産卵親魚資源が危険的に低いレベルにあるという差し迫った現実到我々は取り組まなければならないと考えています。

科学者らは現在の漁獲量を直ちに 40%近く増加しても、暫定的な再建目標を達成することは可能であることを示していると言いたいところではありますが、その一方で、我々の科学者達は、このような初期段階でかかる行動をとることによって、産卵親魚資源並びに我々の産業界の安定性及び継続性の双方に対するリスクがあることについても警告しています。他方で、オーストラリアは、2009 年に拡大委員会が行った非常に難しい決定に基づくみなみまぐろの現状に対する恒久的な解決策を要請いたします。

今年 8 月の特別会合において、我々は、拡大委員会の作業に関するオーストラリアの優先事項を提示しましたが、これらは今週の我々の討議に引き続き関連しています。我々は、今週の我々の最も重要な作業は、管理手続きを最終化及び採択し、かかる手続きに従い、今後 3 年間の全世界の総漁獲可能量を設定することであると信じております。

もちろん、今週の我々の作業の 3 つ目の重要な課題は、総漁獲可能量に基づいて、各メンバー及び協力的非加盟国の国別配分量に合意することです。オーストラリアとしては、地元根付いた有力な業者を持つ同種の重要な沿岸生息国として、これは極めて重要な課題です。当機関が最善の努力を

尽くし、また、オーストラリアが単独で科学調査に数千万ドルを費やしてきたにもかかわらず、みなみまぐろ資源は、過去 20 年間に渡り著しく枯渇してきています。現在我々が置かれている状況及びその主な原因は、オーストラリアが国別配分のレビューに関する議論に対応する際、重要な要素となるでしょう。

当機関は、総漁獲可能量及び国別配分量を設定するという毎年の主要課題に対処することに時として困難を強いられてきました。オーストラリアとしましては、もし今週我々が、管理手続きを採択し、今後 3 年間の総漁獲可能量を設定し、そして国別配分量を予め決定させるという我々の主な作業を達成できれば、拡大委員会の焦点を他の優先事項に向けることが可能になると期待しています。オーストラリアにとって、これらの中で最も重要なことは、第一に、サメ、海鳥及び海亀のような生態学的関連種に対するみなみまぐろ漁業の影響に取り組むことであり、そして第二に、遠洋はえ縄漁船におけるみなみまぐろの死亡に関する不確実性を低減させることです。

最後に、ホストであるインドネシアに今一度感謝申し上げるとともに、今週、拡大委員会が重要な任務を確実に遂行するために、オーストラリアとしましては、引き続き全メンバーと共に建設的かつ協力的に作業していくことをお約束いたします。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、おはようございます。

私の代表団を代表して、今次会合をホストし、この快適な会場を選定して下さったインドネシアに感謝いたします。また、協力的非加盟国のフィリピン、南アフリカ及び欧州委員会の代表団の皆様、並びにヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル、トラフィック及び日米研究インスティテュートからのオブザーバーの皆様も歓迎いたします。

今次会合の主な優先事項の1つは、管理手続き及びその運用を管理する規則の採択です。今年の8月にシドニーで開催された特別会合において、メンバーは、拡大科学委員会から勧告された「バリ手続き」に合意しています。したがって、我々は、今次会合において、チューニング年、TAC最大変更幅といったMPに関連するパラメータについて決定する必要があります。

今次会合におけるもう1つの重要な課題は、総漁獲可能量 (TAC) 及びその配分量です。今年7月のバリでの拡大科学委員会による完全な資源評価の結果によれば、最近の加入量 (2005-2011年) は、前回の条件で行った場合よりも高くなると推測されています。現在の産卵親魚資源量 (SSB) は、依然として非常に低い (0.03-0.07 SSB₀) ままですが、それでも、最近のより高い加入量が産卵親魚資源に加わるまでには、まだしばらくかかるでしょう。モデル結果によりますと、SSBは2012年以降に増加することが予想されています。このような状況において、我々は、その翌年にはTAC及びその配分量を増加することが可能であると期待しています。

漁獲証明制度、漁船監視システム (VMS)、大型漁船の転載、許可蓄養場及び許可船舶の記録などのCCSBTによって採択された決議は、効果的な監視、管理及び取締りを確実にするための重要な役割を果たすために実施されています。今まさに、我々は、そのような遵守措置の効果的な実施を確実にするための方法を検討すべきです。さらに、我々は、新しい措置を導入する際には、その実行可能性及び費用対効果を考慮すべきです。

最後に、我々は、今後数日間にわたり、全メンバー及び協力的非加盟国のメンバーと共に作業し、今次会合で実り多き結果が得られることを期待しております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

インドネシア代表団を代表いたしまして、みなまぐろ保存拡大委員会第 18 回年次会合の代表団の皆様、議長及びオブザーバーの皆様を喜んで歓迎いたします。この機会に、海洋漁業省、まぐろはえ縄船操業者、インドネシアまぐろ協会（ジャカルタ）、インドネシアまぐろはえ縄協会（バリ）及び水産科学者を代表する複数の関係者からなるインドネシア代表団をご紹介します。いただきます。

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

この年次会合では、全てのメンバーが将来のみなまぐろのための管理活動に影響するいくつかの重要な課題を議論することとなりますので、私は、この会合は極めて重要な性格のものだと考えております。

この機会に、私は、TAC に関する課題についてお話する必要があります。拡大委員会特別会合の場で我々が議論したとおり、この先 3 年間の管理期間内で 3,000 トンから 5,000 トンの TAC を増加するという選択肢があります。これに関して、私は、追加分の TAC の配分は、メンバーの同等な利益という点を考慮することを提案いたします。メンバーがお互いに理解し合うことが必要となりますので、この課題を解決することは、私が言うほど容易なことではないと理解しています。私は、SBT 漁業の持続性を確保する新しい取組みを採択することを歓迎いたします。

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

私から検討をお願いしなければならないもう 1 つの課題について再度申し上げます。実際に、メンバーには、それぞれ異なったタイプの SBT 漁業が存在します。インドネシアの場合は、船舶サイズの点から言えば、小型のはえ縄漁業船がその大宗を占めています。年間のうち一定の月には、これらの漁船が、沿岸水域で偶発的に SBT を漁獲する可能性があります。

我々は、このような漁業者に対して、例えば標識装着及び船舶登録スキームといった決議を遵守するよう要請する努力をして参りました。しかしながら、現時点では、全てに対応するにはもう少し時間が必要であることをお伝えいたします。このため、我々は、かかる懸念を解消するべく、はえ縄船操業者だけでなく、まぐろ協会との協力関係を築きました。この現状に対して、メンバーが好意的な配慮を示してくださることを望んでおります。

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様。

最後になりましたが、今次会合のホストといたしまして、何かご不便な点がありましたらお詫び申し上げます。そして、今晚漁業局長がホストする歓迎夕食会に、代表団の皆様が参加してくだされば大変幸甚です。

ありがとうございました。今晚、皆様にお会いできることを願っております。

アガス・A・ブドヒマン

日本のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。日本代表団を代表して一言申し上げます。

最初に、インドネシア当局に、バリにて第 18 回 CCSBT 年次会合を開催して下さったことに心よりお礼申し上げます。会議の合間を縫って、美しいバリでの滞在を楽しみたいと考えております。

今回の年次会合は、非常に忙しいものとなりそうです。管理手続きを議論し、管理手続きについて未定となっている各種のパラメーター、すなわち、目標年、最大 TAC 変更幅、3 年の TAC 期間におけるブロッククォーターのルールなどを決定しなければなりません。また、管理手続きに基づき、2012 年以降の TAC を決定し、さらに、各メンバーへの配分を決定しなければなりません。その上、財政的事項、協力的非加盟国との関係、戦略計画の実施などをこなさなければなりません。

その中でも最大のトピックは、これまで長い時間をかけて数多くの関係者の努力により開発が進められてきた管理手続き、いわゆる Bali Procedure の採択と、それに基づく 2012 年から 2014 年の 3 年間の TAC、TAC の各メンバーへの配分です。

科学委員会の分析によれば、ミナミマグロ親魚資源の状態は懸念すべき状態にあるものの、最新の操業データなどにより、若齢魚の加入が良く、将来予測が大幅に向上しています。また、管理手続きに基づきミナミマグロ資源を管理すれば、「実質的には資源が絶滅する可能性は無い」（第 16 回拡大科学委員会報告書パラグラフ 129）としております。

ミナミマグロ親魚の資源状態が悪いということで、我々としてはこれまで同様、資源の着実な回復を第一に行動する必要があります。管理手続は、今後何十年もの長い間、着実に資源を回復させながらも、資源の有効利用を達成するという、ミナミマグロ資源管理の中心的な存在となるものであり、適切な管理手続を決定する必要があります。

親魚資源の状態が懸念される一方で、資源回復の将来予測が大幅に改善したことは、これまでの CCSBT の努力が実を結んだということ、我々にとって良いニュースです。これまでの CCSBT の歴史上、資源に明るい兆候が見えたのは初めてのことであり、今後 CCSBT においては、資源の着実な回復と、その持続的かつ最大限の利用という、2 つの目標を一度に達成できるよう、十分な検討が求められます。

日本は、資源回復を最も優先すべきことを深く認識し、過去 5 年に渡り、国別配分の半減という措置を受け入れました。さらに、2 年前、韓国での年次会合では、漁獲枠が既に 3 千トンと決まっていたにも関わらず、さらに 2 割

の削減を受け入れました。これは全く簡単なことではなく、我が国漁業者は非常な苦勞をしてこれを実施してきました。CCSBT13においては、オーストラリア、NZ、日本の国別割当に関するCCSBT1のMOUのすべてのステップを同時に発効させることが合意されております。日本としては、TACが回復していく際には、最優先で日本の漁獲枠が回復されてしかるべきと考えており、それを強く要求します。

議長、ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ カトア。

[皆様、こんにちは！]

初めに、ニュージーランドの代表団を代表して、我々を迎え入れ、この会合のために素晴らしい会場を選定してくださったホストであるインドネシアに感謝申し上げます。また、事務局長及び事務局のチームの皆さんの作業、並びに今年素晴らしい支援を提供してきた拡大科学委員会のメンバーの作業に対して敬意を表します。

当委員会は、これまで必要な支援を受けてきており、今まさにその責務を果たさなければなりません。ニュージーランドとしましては、その責務とは、みなみまぐろ資源が再建し、その後長期的に持続可能なレベルを維持することを確保するような方法で当該資源を確実に管理することだと考えています。

ニュージーランドは、管理手続きの採択を確約するとともに、その際は予防的なものを採択するよう強く要請いたします。直近の遵守委員会での審議結果をかんがみれば、ニュージーランドとしましては、（将来予測ではなく）我々が実際に資源状況の改善を確認するまでの短期間において、当該資源を管理する方法について細心の注意が必要になることをより強く確信するようになりました。

ニュージーランドの立場は明快です。資源は、初期産卵親魚資源量の 5% にあり、来年はさらに減少することが予測されています。我々が検討しているいくつかの管理手続きの選択肢が示唆しているように、今は全世界の漁獲量を増加させる段階にはありません。科学委員会は、我々からの要請を受けてこれらの選択肢を提供し、それぞれの利点を評価するための情報を提供しています。科学委員会からの助言に関して、ニュージーランドは、管理手続きが採択された後の最初の期間は漁獲量の上限を変更しないことが望ましいという意味だと理解しています。

ニュージーランドは、過度に楽観的な措置、すなわち、結果として短期間で減少させなくてはならないような漁獲量の増加を行うことには関心がありません。もし我々が、ニュージーランドの業界の商業経営に必要な安定性を彼らに提供することができないのであれば、我々は感謝されることはないでしょう。もし我々が、我々の責務をきちんと果たせば、彼らは漁獲率の増加及び漁獲量の増加を通じて、資源再建の安定的改善から利益を得ることになるでしょう。

議長、私は、当委員会に対する国際的な期待に関して今年の特別委員会で申し上げたことを繰り返しません。それらは、記録に残っています。我々が議論を行う上で当委員会が何よりもまずこの資源に関心を持っているということ

を、今まさに世界に示す段階に来ているというのがニュージーランドの見解であるとだけ申し上げておきます。

ありがとうございました。

韓国のオープニング・ステートメント

スラムパギ、おはようございます。

韓国代表団を代表いたしまして、議長、ゴフアー博士、他のメンバー及び協力的非加盟国からの参加者の皆様、並びにオブザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、この美しい会場においてCCSBT第18回年次会合をホストしていただいたインドネシア政府に感謝いたします。

皆様ご承知のとおり、我々は、今次会合において非常に重要な決定をしなければなりません。それは、MPを採択することであり、我々の保存管理の目標を達成するための指針となる、いわゆる「バリ手続き」です。私の理解では、シドニーでの特別会合において、メンバーは詳細な点では異なる見解を有していたものの、今年バリ手続きを採択すべきであるという一般的なコンセンサスがありました。少なくとも我々は、このコンセンサスから良いスタートを切ることができるでしょう。韓国は、MPを採択すべきというメンバー間の合意が決裂しないことを切望するとともに、2012年からMPを導入することを強く提案いたします。

議長、韓国は、我々の目標達成に向けた作業に適用するべき2つの原則を信じています。

第一に、我々は、予防的措置をとる必要があります。拡大科学委員会報告書は、将来的な資源状況に関する予測はどちらかと言えば楽観的ではあるものの、現在の資源状況は引続き厳しく不確実であることを明確に述べています。これに関する韓国の解釈は、科学が明白に青信号を出すまでは、我々の警戒を緩めるべきではないということです。そうでなければ、資源再建のために我々が今まで費やしてきた精力的な努力が無駄に終わってしまいます。

韓国が信じる2つ目の原則は、経営の安定性を考慮に入れる必要があるということです。再建の過程において、漁獲量の増減が激しくなれば、漁業者に支障を来すことになるでしょう。あるクオータ・ブロックのTACが高いとしても、その後大きく削減されてしまうようものは、決して漁業者が必要としているものではありません。

これら2つの原則を念頭におけば、保存と最適利用の適切なバランスを取ることは可能です。

議長、CCSBTは、厳格で良く管理された保存措置を有することで世界的に認識されている機関です。私は、今次会合において、MPを採択することによっ

て、CCSBTはかかる名声に相応しいことを今一度証明することができることを期待しています。

最後に、我々は今、ゆっくりと寛いでいる場合ではないということを再度申し上げたいと思います。むしろ、我々は、SBT資源を保存管理するために予防的措置を取らなければなりません。

私は、今次会合において、全メンバーが良き協力精神の下、素晴らしい結果を得られることを願っています。

ありがとうございました。

フィリピンのオープニング・ステートメント

フィリピン代表団を代表して、我々を丁重に迎えいただき、またインドネシアのバリという美しい場所でみなまぐる保存委員会（CCSBT）第18回年次会合をホストしていただいたインドネシア政府に御礼を申し上げます。

フィリピンは、みなまぐる保存委員会（CCSBT）の協力的非加盟国として、委員会によって設定された要件及び管理措置に従うことを確約いたします。新しい遵守行動計画を考慮し、フィリピンは、監視及び追加的な報告方法、科学オブザーバーの遵守、VMSの強化のために更に努力いたします。また、フィリピン政府は、将来的に外国の転載港を指定し、ERS勧告の遵守を確保することができるかもしれません。

我々の業界は、より生産的な漁業操業を期待し、SBTの資源状態が近い将来改善することを願っております。

我々の業界を代表して、メンバーが、委員会における我々の協力的非加盟国の地位の継続を承認してくださることに対し、御礼を申し上げますとともに、今後にかかる地位が更新されることを期待しております。

ありがとうございました。

南アフリカのオープニング・ステートメント

バリというこの美しい土地でみなみまぐろ保存委員会の 2011 年年次会合をホストしていただいたインドネシア政府に対し、御礼を申し上げます。このバリの美しさと静けさが、我々の目前にある重要な課題に集中させてくれることを願っています。また、事務局職員に対しましても、メンバーだけでなく協力的非加盟国対しても同様に、精力的かつ質の高い支援をしてくださったことに感謝いたします。

5 年前の CCSBT 会合に我々が初めて参加して以来、委員会、実際にはその締約国が、適切な漁業管理及び遵守の定期的な導入及びレビューを通じて、みなみまぐろの保存状況を真摯に受け止めていることを喜ばしく思います。この継続的な取組によって、資源を全ての締約国が享受できるような形で確実に改善させることになるでしょう。我々は、今次会合において、我々の目的を実現させるための道筋をつける前に、1 つとても重要なハードルを乗り越えなければならないと考えています。すなわち、頑健な管理手続き並びにそれに付随する TAC 及びその配分量を採択しなければなりません。

地域的であろうが国際的であろうが、いかなる漁業においても漁獲割当の配分は、容易な作業ではありません。南アフリカは、これらの両方において割当量の配分を経験しており、この作業は、既定の配分基準に対する全ての締約国からの願望を考慮することにより、客観的かつ透明性のある形でのみ実施することが可能である点に留意しています。CCSBT は、条約本文の一部、すなわち、第 8 条(4)において配分基準を策定しています。この条項は、次のとおりです。

「委員会は、3 の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、次の事項を考慮する。

- (b) みなみまぐろ漁業の秩序ある持続的発展の必要性
- (c) みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益
- (d) みなみまぐろの漁獲に従事する船舶の所属する締約国（歴史的に当該漁獲に従事してきた締約国及び自国のみなみまぐろ漁業が開発途上にある締約国を含む。）の利益
- (e) みなみまぐろの保存、増殖及び科学的調査に対する各締約国の寄与」

箇条書き(b)に関して、委員会は、南アフリカのまぐろはえ縄商業漁業は、2005 年以来発展段階にあるということを認識しています。さらに、南アフリカのまぐろはえ縄漁業は、世界でも最も規制されたまぐろはえ縄漁業の 1 つであり、それはまぐろ類及びまぐろ類類似種の持続可能性を考慮するだけでなく、漁業管理のより全体論的措置である生態系措置を導入しています。

箇条書き(c)に関して、南アフリカは、ここに出席している自国の水域内でみなみまぐろが生息する 4 つの締約国のうちの 1 つです。さらに、最も重要なはいえ縄漁場の 1 つが、南アフリカの EEZ の内外に及んでいます。南アフリカの割当量を増加させるための膨大な努力にもかかわらず、その量は依然として全世界の TAC の 0.5%にとどまっています。

箇条書き(d)に関して、南アフリカは、現在のところ、混獲ではありますが、みなみまぐろを漁獲する漁船を有しております。また、1960 年代には歴史的な漁獲の記録が残っています。さらに、国内漁業は、現在発展段階にあります。

箇条書き(e)に関して、全世界の TAC の 20%が我々の港を通過することを考慮すれば、寄港国としての南アフリカの協力は、当該種の保存のためには不可欠です。

南アフリカは、自国の強い願望を明確に示してきており、国別配分量の増量に向けた検討を要請するために必要なことは十二分に尽くしてきたと信じています。配分量の増量は、南アフリカが条約に加盟した際にのみ、実行されるということを承知しています。今年之初めに、南アフリカは、条約に加盟するための手続き中であるということを全メンバー締約国に通知しましたが、政治指導者は、条約加盟の際には我が国は初期の配分量として 300—400 トン (TAC の 4%) を受け、それによって有意義な利益を享受するという点について、CCSBT からの何らかの確約を要求しています。また、我々は、資源が再建するに伴って配分量が増加し、それによって南アフリカへの TAC の分配がより公平となることを期待しています。これは、資源状況、他の締約国への影響、南アフリカの船舶及び管理能力、並びに CCSBT における分担金を考慮すると、公平かつ穏当な要請であるとしか考えられません。今日まで、南アフリカは、この要請に対する公式な返答は何ら受け取っておりません。依然として協議が続行していることは理解しますが、当機関での透明性は欠如しており、この課題に関してメンバー締約国ときちんと協議する機会が与えられていないことを遺憾の意をもって申し上げます。これらの課題は、今回もまた代表団長会合で協議されることが予想されますが、その前に、我々の要請を裏付ける簡潔な説明を行うことに合意していただきますようお願いいたします。また、この説明は、南アフリカの要請に付随するいかなる問題をも明確にする機会をメンバー締約国に与えることにもなります。

最後に、全てのメンバー締約国による誠意ある生産的な協議となることを願っております。

HSI のオープニング・ステートメント

オブザーバーとしてこれらの重要な協議に参加する機会を与えてくださいましたことに対し、委員会メンバーに感謝申し上げます。

HSI は、勧告されている戦略計画において示された趣旨、すなわち、管理手続きは予防原則が適用され生態系管理が組み込まれていることを確実にするために設定されるべき、ということをサポートします。このこと及び SBT 資源の現在の低いレベルを考慮すれば、HSI としましては、メンバーは、最も頑健かつ予防的な MP を直ちに決定し、かつ、今回 TAC を増やさないことに合意することにより、短期的な痛みを受け入れ、長期的な利益を期待する以外に選択肢はないと考えています。仮にメンバーがこれに合意しないのであれば、少なくとも、可能な限り保守的かつ予防的な方向に較正された MP 及び TAC 決定に合意するべきです。

SBT 資源を保存することに喫緊の関心が集まっているので、それと同じくらい重要な ERS との相互作用に関する課題が取り残されてしまう可能性が指摘されています。委員会が懸案となっている ERS の課題を解決することができるよう、HSI としましては、委員会が議題項目 15 を検討する際に ERS 作業グループに対して必要となる具体的な指示を必ず与えるよう強く要請します。

今次会合でどのような議論が行われようとも、実際にはほとんど何も達成されないかもしれません。ただ、例えば、遵守政策提言の策定段階で提案された国別及び個別漁船レベルの TAC 配分が履行基準にリンクするといった必要なインセンティブによって実際に海上での変化が約束される場合には、話しは変わってくるでしょう。SBT 及び ERS 双方に対するメンバーの責務が、今週の協議の中心とならなければならず、HSI は、これらの協議に参加することを楽しみにしています。

ERS の課題の取組に関連する具体的な点を加えて申し上げれば、HSI としては、加重繩が緩和の中心とならない限り、ERS、特に海鳥の相互作用を更に減少させるための努力は、失敗に終わるだろうと考えます。

したがって、義務となる緩和措置を表中から選択する手法、及び勧告措置を早急にレビューする必要があります。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

野生動物の取引のモニタリング・ネットワークであるトラフィックと WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は、今回の重要な審議に貢献できることを楽しみにしています。我々は、みなまぐろ及びその他の生態学的関連種、特にサメ、海鳥及び海亀を効果的に保護するために、メンバーが切迫感を持って必要な決定を行うことを強く要請いたします。

今年 8 月のシドニーでの拡大委員会特別会合で述べたように、この委員会の第一の優先事項は、今年、予防原則の適応と統合的で、可能な限り早急に資源を生物学的に安全なレベルへ回復することを確実にする頑健な管理手続きに合意することです。

また、サメ、海鳥及び海亀に関する深刻な混獲問題に対処するための拘束力のある措置の採択に向けて前進することも、委員会にとって重要であり、混獲種に関する Kobe 3 プロセスからの勧告は好ましい第一歩でしょう。

8 月の特別会合で多くのオブザーバー及びメンバーが述べたように、産卵親魚資源が依然として 5% 程度といった歴史的に低いレベルであることにかんがみれば、仮に今次会合で有意義な管理手続きを採択するための行動を取らなければ、国際社会は委員会を厳しく評価することでしょう。脅かしではありません、しかしながら、管理団体が、責任ある決定を行うことにつまずいた場合、次なる責任あるステップは、管理が達成可能な目標を目指し、CITES のような貿易に関連する国際協定等他の種類の国際協定からの支援を求めるというのが単純なる現実です。

それゆえに、我々は委員会に対して、まぐろ及び生態学的関連種の持続的管理に関して真摯に責務を果すことを示し、SBT に対する頑健な管理手続き並びにサメ、海鳥及び海亀を保護するための保存措置を採択するよう強く要請します。

議長、ありがとうございました。

みなまぐろの運命2

A. ゴファル

みなまぐろ資源は
2011年に産卵親魚資源が
たった5%となるまで枯渇し続けてきた。

我々はそれが既に回復しているものと思いこんでいる
そしてその幻想をさらに薄く削り取ろうとしている。

海には
本来の捕食者が存在する
彼らは本当に必要とするものだけを食する
我々は貪欲な捕食者ではない...

運命は我々の手の中にある
これはまさにドラマである
光り輝く目がこれを見ている。

我々は保護という資源の賢明な利用を
本当にしようとしているのだろうか？

心を寄せて問題に立ち向かいましょう
そして...

(シドニー、2011年8月25日)

みなまぐろに代わって CCSBT に捧げる水産倫理詩「我々の海洋のための祈り人—魚から人類へ」

(http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/APrayerForOurOcean_Ghofar.pdf),

暫定議題の公表を可能とするための CCSBT 手続規則の改正

規則 5.3（暫定議題）の次に以下の文を加える。

3の2. 年次会合の暫定議題は、当該暫定議題が加盟国に送付されてから5就業日以内にいずれかの加盟国がその公表に反対しない限り、公表されるものとする。

規則 5.5（特別会合の暫定議題）の次に以下の文を加える。

5の2. 特別会合の暫定議題は、当該暫定議題が加盟国に送付されてから5就業日以内にいずれかの加盟国がその公表に反対しない限り、公表されるものとする。

規則 10.7を以下のとおり改正する。

7. パラグラフ 9 及び 10 並びに規則 5 に従って、委員会会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

規則 10.8を以下のとおり改正する。

8. パラグラフ 9 及び 10 並びに規則 5 に従って、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出されている委員会会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

財政運営委員会報告書

- 1 メンバーは、財政運営委員会（FAC）の議長をゴードン・ニール氏（オーストラリア）とすることに合意した。FAC は、議長が提案した一般議題に合意した。
- 2 FAC は、2011 年修正予算、並びに新しい役職（コンプライアンス・マネージャー）の創設及びオーストラリアが提案する科学航空調査経費の共同負担を含む 2012 年予算案を審議した。

財政

2011 年修正予算

- 3 事務局長は、2011 年修正予算に関して、2011 年承認予算から 12%の支出削減が見込まれることを強調しつつ、その概要を説明した。かかる修正予算は、文書 CCSBT-EC/1110/05 のとおり。2011 年に見込まれる 243,000 ドルの余剰金を、2012 年の収入として繰り越すことが提案されている。FAC は、事務局長による当該予算にかかる作業に謝意を表明した。
- 4 FAC は、拡大委員会が付属書 A の 2011 年修正予算に合意するよう勧告する。

2012 年予算案

- 5 FAC は、CCSBT-EC/1110/06 において概説されている 2012 年予算案を検討した。
- 6 事務局長は、2012 年予算案が約 20%増加していること及びその理由を説明した。当該予算案の増額の主たる原因は、事務局職員の増員（1名のコンプライアンス・マネージャー）費用を追加したこと、及び 2012 年の東京会合の費用が 2011 年のバリ会合よりも高額となることによるものである。
- 7 事務局長は、拡大委員会は 2012 年において戦略・漁業作業部会（SFMWG）会合を開催しないことに合意しているので、当該 2012 年予算案から 77,400 ドル分の節約となると指摘した。
- 8 FAC は、CCSBT-EC/1110/06 によって指摘されている多くの節約案件を検討した。拡大委員会の経費削減努力の一環として、FAC は拡大委員会に対して、以下のとおり勧告する。
 - (i) 2012 年における拡大科学委員会年次会合の開催期間を 6 日間から 5 日間に短縮する。これによって、約 28,800 ドルの節約となる。

- (ii) ERSWG 議長は、第 19 回拡大委員会年次会合に出席しない。これによって、約 19,300 ドルの節約となる。
 - (iii) 事務局は ERS パンフレットの印刷は行わず、その代わりに、メンバーがその電子コピーの提供を受け自らの予算で印刷を行う。これによって、約 60,100 ドルの節約となる。
 - (iv) 拡大委員会年次会合に出席する事務局職員を 4 人ではなく、3 人とする。これによって、約 11,700 ドルの節約となる。
- 9 FAC は、拡大委員会議長が毎年拡大委員会に出席しないこと、及び遵守委員会議長が拡大委員会に 1 日だけ出席することによる節約の可能性を議論した。本件については、合意には至らなかったが、2012 年において潜在的な節約がレビューできるよう、FAC は、事務局に対して、両議長の拡大委員会年次会合への出席をレビューする投資対効果検討書を用意するよう要請した。

コンプライアンス・マネージャーの採用

- 10 事務局長は、事務局職員は手一杯となっており、追加的に任務を行う余地はほとんどないと述べた。2012 年からコンプライアンス・マネージャーを事務局職員として採用することに合意するよう要請された。
- 11 メンバーは、事務局内にかかる役職が必要であるという一般的な認識を共有した。FAC は、拡大委員会に対して事務局がコンプライアンス・マネージャーを採用するための予算を計上するよう**勧告**する。

科学航空調査経費の共同負担

- 12 FAC は、科学航空調査経費の部分的な共同負担に関するオーストラリアからの提案を議論した。メンバーは、オーストラリアが SBT 若齢魚の航空科学調査を実施していることについて謝意を表明した。一部のメンバーは、科学航空調査経費の一部を拠出するという考えを支持したが、本件については合意には至らなかった。

追加費用

- 13 FAC は、拡大委員会が年間 1,000 ドルの予算で貿易データベースを購入すべきことを**勧告**する。
- 14 FAC は、2012 年における拡大科学委員会の諮問パネルの人数に関して、2011 年 7 月に拡大科学委員会が受け入れ可能であろうと助言したことに応じて、これを 3 人から 2 人に減らすべきか議論した。メンバーは、2012 年において 3 人のパネルメンバー（三番目のパネルメンバーは、CPUE 作業部会の議長とする）の予算を計上することに合意した。他方、1 メンバーは、メンバー又は諮問パネルが生データを利用することができないことを考慮すれば、単に CPUE 作業部会の議長を行うための目的で 3 番目のパ

ネルの出席経費を予算計上することは、CCSBTにとってほとんど意味がなく、そしてかかる任務はいずれかの国の科学者が遂行することができるであろうと指摘した。パネルメンバーの構成は、2012年に再度レビューされる。

- 15 FACは、拡大委員会が2012年において3人の諮問パネルメンバーの出席経費を予算計上するとともに、同年の拡大委員会年次会合時にFACが当該課題を再検討するよう**勧告**する。
- 16 また、FACは、第6回遵守委員会会合から勧告されている自主的な形でのメンバーを対象とした2年間の試行的監査を実施するために必要な予算についても議論した。ニュージーランドは、メンバーを対象とした試行的監査を強く支持することを表明した。ただし、監査の対象となるメンバーとして自主的に立候補するメンバーはなく、また、多くのメンバーは試行的監査の優先順位は、コンプライアンス・マネージャーの採用よりも低いと認識していることが留意された。FACは、提案されている試行的監査の経費を予算計上することを支持しなかった。

2012年勧告予算

- 17 FACは、2012年の拡大委員会の一般予算について、この文書の付属書2のとおり勧告することに合意した。

2011年修正一般予算

収入	2011年 承認予算	2011年 修正予算	% 増加率
メンバー分担金	\$1,457,894	\$1,457,894	0.0%
日本	\$449,280	\$449,280	
オーストラリア	\$449,280	\$449,280	
ニュージーランド	\$139,335	\$139,335	
韓国	\$148,637	\$148,637	
漁業主体台湾	\$148,637	\$148,637	
インドネシア	\$122,725	\$122,725	
職員課徴金	\$74,400	\$62,351	-16.2%
前年からの繰越金	\$201,018	\$201,018	0.0%
利子収入	\$42,000	\$79,623	89.6%
総収入額	\$1,775,312	\$1,800,886	1.4%

支出	2011年 承認予算	2011年 現在までの支出	今後の 支出見込み ¹	2011年 修正予算	% 増加率
年次会合及び遵守委員会－(CCSBT18)(CC6)	\$247,100	\$92,629	\$110,000	202,629	-18.0
独立議長	\$44,600	\$5,322	29,000	34,322	-23.0
通訳費用	\$60,100	\$13,179	42,000	55,179	-8.2
会場借料及びケータリング	\$51,400	\$30,692	8,400	39,092	-23.9
機材借料	\$59,300	\$32,634	12,800	45,434	-23.4
会議文書翻訳費用	\$10,000	\$0	10,000	10,000	0.0
事務局費用	\$21,700	\$10,802	7,800	18,602	-14.3
第16回SC	\$294,700	\$236,549	\$9,500	246,049	-16.5
通訳費用	\$54,100	\$49,082	600	49,682	-8.2
会場借料及びケータリング	\$32,800	\$26,909	3,000	29,909	-8.8
機材借料	\$45,800	\$34,055	3,400	37,455	-18.2
コンサルタント－議長及び諮問パネル	\$131,700	\$111,665	1,000	112,665	-14.5
会議文書翻訳費用	\$10,000	\$0	0	0	-100.0
事務局費用	\$20,300	\$14,838	1,500	16,338	-19.5
補助委員会	\$148,212	\$80,135	\$19,000	99,135	-33.1
戦略・漁業管理作業部会会合	\$84,612	\$580	0	580	-99.3
拡大委員会特別会合	\$0	\$79,555	19,000	98,555	*
オペレーティング・モデル技術会合	\$63,600	\$0	0	0	-100.0
特別プロジェクト	\$94,500	\$57,934	\$34,000	91,934	-2.7
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$20,000	\$6,684	4,000	10,684	-46.6
CPUEシリーズ開発	\$1,000	\$0	0	0	-100.0
標識放流計画調整費	\$27,500	\$4,357	23,200	27,557	0.2
休会期間中の遵守作業	\$30,000	\$27,646	7,200	34,846	16.2
オペレーティング・モデルに関するインドネシアへの支援	\$6,000	\$6,000	0	6,000	0.0
ERS教育パンフレットの制作	\$10,000	\$0	5,000	5,000	-50.0
ERSWG議長のKobe3混獲作業部会への参加	\$0	\$13,247	-5,400	7,847	*
事務局経費	\$860,100	\$527,131	\$272,800	799,931	-7.0
事務局職員経費	\$557,700	\$357,405	176,400	533,805	-4.3
職員課徴金	\$74,400	\$43,651	18,700	62,351	-16.2
職員の年金/社会保険	\$98,000	\$53,284	37,500	90,784	-7.4
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$16,300	\$6,731	5,000	11,731	-28.0
旅行/運搬費	\$27,500	\$12,087	5,000	17,087	-37.9
委員会の報告書の翻訳	\$25,000	\$10,677	15,200	25,877	3.5
トレーニング	\$2,000	\$0	2,000	2,000	0.0
一時帰国手当	\$5,000	\$2,398	0	2,398	-52.0
その他職員費用	\$2,200	\$1,898	0	1,898	-13.7
職員退職金引当 (累積される負債)	\$52,000	\$39,000	13,000	52,000	0.0
事務所管理費	\$130,700	\$73,670	\$44,100	117,770	-9.9
事務所賃貸料	\$51,400	\$28,815	13,100	41,915	-18.5
事務所費用	\$52,000	\$35,219	16,300	51,519	-0.9
物品購入費	\$14,900	\$3,581	8,900	12,481	-16.2
電話/通信費	\$12,400	\$6,055	5,800	11,855	-4.4
総支出額	\$1,775,312	1,068,048	489,400	1,557,448	-12.3

¹ これらの見積もりは、100ドル単位で切り上げ。

2012年承認一般予算

収入	2011年 承認予算	2012年 承認予算	増加額 (2011年承認予算から20 12年承認予算)
メンバー分担金	\$1,457,894	\$1,553,962	\$96,068
日本	\$449,280	\$478,885	\$29,605
オーストラリア	\$449,280	\$478,885	\$29,605
ニュージーランド	\$139,335	\$148,517	\$9,182
韓国	\$148,637	\$158,431	\$9,794
漁業主体台湾	\$148,637	\$158,431	\$9,794
インドネシア	\$122,725	\$130,812	\$8,087
職員課徴金	\$74,400	\$79,700	\$5,300
前年からの繰越金	\$201,018	\$243,438	\$42,420
利子収入	\$42,000	\$43,000	\$1,000
総収入額	\$1,775,312	\$1,920,100	\$144,788

支出	2011年 承認予算	2012年 承認予算	増加率 (2011年承認予算から20 12年承認予算)
年次会合及び遵守委員会－(CC/EC/CCSBT)	\$247,100	\$362,200	47%
独立議長	\$44,600	\$41,600	-7%
通訳費用	\$60,100	\$61,200	2%
会場借料及びケータリング	\$51,400	\$138,500	169%
機材借料	\$59,300	\$75,800	28%
会議文書翻訳費用	\$10,000	\$10,000	0%
事務局費用	\$21,700	\$35,100	62%
SC/ESC会合	\$294,700	\$211,000	-28%
通訳費用	\$54,100	\$42,400	-22%
会場借料及びケータリング	\$32,800	\$7,500	-77%
機材借料	\$45,800	\$45,400	-1%
コンサルタント－議長及び諮問パネル	\$131,700	\$78,100	-41%
会議文書翻訳費用	\$10,000	\$1,000	-90%
事務局費用	\$20,300	\$36,600	80%
補助委員会	\$148,212	\$116,600	-21%
生態学的関連種作業部会会合	\$0	\$116,600	-
戦略・漁業管理作業部会会合	\$84,612	\$0	-100%
特別会合	\$0	\$0	-
オペレーティング・モデル/管理手続き技術会合	\$63,600	\$0	-100%
特別プロジェクト	\$94,500	\$23,700	-75%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$20,000	\$5,400	-73%
CPUEシリーズの開発	\$1,000	\$2,900	190%
標識放流計画調整費	\$27,500	\$10,600	-61%
ERSWG議長のtRFMO合同混獲作業部会への参加	\$0	\$4,800	-
休会期間中の遵守作業	\$30,000	\$0	-
インドネシアへの支援	\$6,000	\$0	-
ERS教育パンフレットの制作	\$10,000	\$0	-
事務局経費	\$860,100	\$1,071,300	25%
事務局職員経費	\$557,700	\$686,700	23%
職員課徴金	\$74,400	\$79,700	7%
職員の年金/社会保険	\$98,000	\$116,700	19%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$16,300	\$16,300	0%
旅行/運搬費	\$27,500	\$23,000	-16%
委員会の報告書の翻訳	\$25,000	\$25,000	0%
トレーニング	\$2,000	\$2,000	0%
一時帰国手当	\$5,000	\$8,000	60%
その他職員費用	\$2,200	\$2,200	0%
採用に係わる費用	\$0	\$63,500	-
職員退職金引当（累積される負債）	\$52,000	\$48,200	-7%
事務所管理費	\$130,700	\$135,300	4%
事務所賃貸料	\$51,400	\$53,900	5%
事務所費用	\$52,000	\$54,600	5%
物品購入費	\$14,900	\$14,600	-2%
電話/通信費	\$12,400	\$12,200	-2%
総支出額	\$1,775,312	\$1,920,100	8%

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



別紙 10

みなまぐろ保存委員会

第 6 回 遵守委員会 会合 報告書

2011 年 10 月 6-8 日
インドネシア、バリ

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



別紙 11

みなまぐる保存委員会

拡大委員会特別会合報告書

2011年8月23-27日
オーストラリア、シドニー

管理方式の採択に関する決議

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

現在の資源状況、及び特に産卵親魚資源量が初期資源量の 3%ないし 7%の状態にあると助言する拡大科学委員会による最新の資源評価を考慮し、

2035 年までに、産卵親魚資源を初期資源の 20%とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで回復させることを決意し、

2011 年 7 月の拡大科学委員会会合において同委員会が開発した統合的な管理方式を考慮し、

2009 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択したみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2011 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に加え、

自国の漁獲レベルが国別配分に従うことを確保するための、及び拡大委員会によって採択された同決議を履行するための必要な手段を実施する各メンバー及び協力的非加盟国の義務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3 (a) に基づき、次のとおり決定する。

1. 拡大委員会は、2011 年拡大科学委員会年次会合において同委員会が開発した管理方式 (MP) (バリ方式) を第 15 回拡大科学委員会報告書別紙 10 において記載されるメタルール・プロセスとともに採択する。
2. SBT の産卵親魚資源量を暫定的な再建目標まで確実に増加させるべく、MP は全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するための指針として利用されるものとする。
3. 拡大委員会は、別途管理方式に組み込まれていない情報に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、MP の結果に基づき TAC を設定するものとする。
4. MP は、2012 年以降の TAC 設定の指針として利用されるものとする。

5. MP は、2012 年から 2014 年までの TAC を勧告する（すなわち、ラグはない）が、その後は、MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のラグを設ける（すなわち、2015 年から 2017 年までの TAC は、2013 年に算出される）。
6. MP のパラメーターは、次のとおりとする。
 - (i) 2035 年までに、初期産卵親魚資源量の 20% とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を回復させる。
 - (ii) MP は、暫定的な再建目標の達成確率が 70% となるようチューニングされる。
 - (iii) 最小増加又は減少 TAC 変更幅を 100 トンとする。
 - (iv) 最大増加又は減少 TAC 変更幅を 3000 トンとする。
 - (v) TAC は、第 7 パラグラフを適用することを条件として、3 年間を対象として設定される。
 - (vi) 各 3 年間における TAC の国別配分量は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議¹に基づき、振り分けられる。
7. 最初の 3 年間の TAC 設定期間（2012 年から 2014 年まで）に関しては、次のとおりとする。
 - (i) 2012 年の TAC は、10,449 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1000 トンの増加である。
 - (ii) 2013 年の TAC は、10,949 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1500 トンの増加である。
 - (iii) 2014 年の TAC は、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449 トン又は 2013 年に実施する資源評価に基づく 2015 年から 2017 年までを対象とした MP 計算結果（どちらか少ない方）となる。かかる増加は、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンに基づくものとする。

¹ 2011 年の拡大委員会年次会合において採択。

3年間のクォータブロックにおけるみなまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議

(2011年10月10-13日第18回年次会合において採択)

みなまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

同決議が、3年間のブロックごとにみなまぐろの全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定する管理方式を採択していることに留意し、

3年間のクォータブロック内において管理する必要性、及びメンバーの年間 TACの部分的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、3年間のクォータブロック内の各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3(b)に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越し措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間 TAC¹の未漁獲量に関するある年から翌年への限定的な繰越しに関する措置を策定する。この措置は、拡大委員会の管理方式（管理方式の採択に関する決議のとおり）に基づき合意された3年間のクォータブロック内において適用されるが、異なるクォータブロック間においては適用されない、
2. メンバーは、自国の漁業において、繰越し措置を採用するかどうかを決定するものとする。この決議に従って繰越し措置を採用するメンバーは、次のセクション2-5において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

セクション2：繰越し措置

3. メンバーの年間 TAC において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年か

¹ 年間 TAC とは、CCSBT によって定められた各メンバーの合意済み国別配分量をいう。

ら次の年に繰り越すことができる総割当量は、メンバーの年間 TAC の 20%を超えてはならない。

4. 未漁獲分の割当量は、ある割当年からその次の年に対してのみ繰り越すことができ、異なる 3 年間のクォータブロック間を繰り越すことはできない。前割当年から繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない²。

セクション 3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 次の割当年の開始時点において、この決議に基づき未漁獲分の割当量を前割当年から繰り越すことを決定したメンバーは、当該繰越しについて、CCSBT 事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限³の修正版を提出するものとする。当該通報は、次の割当年の開始から 60 日以内に行うものとする。
6. 繰越措置を採用したメンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション 4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が 3 年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。
8. 拡大委員会が、3 年間のクォータブロック内において、1 以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、当該メンバーは、この決議に規定される繰越し措置を適用しないものとする。

セクション 5：一般規定

9. この決議における措置は、2012 年から適用可能とする。

²すわなち、前年から繰り越した分については、その次に繰り越すことはできない。

³利用可能な年間漁獲量の制限とは、年間 TAC に前年からの未漁獲分の全ての繰り越し量を加えたものをいう。

⁴メンバーは、この規定によって、繰越し分を失う可能性があることに留意すべき。



agriculture, forestry & fisheries

Department:
Agriculture, Forestry and Fisheries
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

より多くの漁獲枠の要求を裏付ける CCSBT18 に対する南アフリカからの説明概要

はじめに

民主化の開始と 1994 年のアパルトヘイトの終焉を受け、南アフリカでは国民に利益をもたらすよう、主要経済部門と天然資源の利用に再び焦点を合わせ、戦略的な介入を行う必要がありました。1994 年以降、民主主義の台頭も相まって、新政府は権利配分制度の見直しと水産業界の改革を行うことを表明しました。漁業の管理、改革に関する幅広い指針を示した緑書や白書、新たな法律（1998 年海洋生物資源法）が発表されました。

南アフリカは発展途上の国であり、失業、経済成長、食糧安全保障、貧困等大きな課題に直面しています。政府はその使命を心に留め、これらの課題に特に注意を傾けてきました。中でも、漁業は食糧安全保障、雇用創出、経済成長を確保するための国家の優先課題であることが確認されました。

南アフリカは、SBT が「国際共有財産法」の下で管理されていることに留意し、CCSBT の保存管理措置を実施し、全ての要件を十分に満たしてきています。しかし、南アフリカが国内のまぐろ漁業を発展させていくためには、SBT 資源が公平に配分されることが必要です。それによって、能力開発や技能移転も実現します。（みなみまぐろ保存）条約は、南アフリカが意味ある形でみなみまぐろ漁業に参加できるように、公平な参入が可能な環境を作ることを促しています。我々の要請は、数々の理由に裏付けられていますので、今からそれぞれについて詳しく説明します。

漁獲実績

南アフリカの商業はえ縄漁業は 1961 年に始まり、1967 年まで続きました。この間、大量のみなみまぐろが南アフリカ EEZ 内で漁獲されました。最も信頼性の高い資料では、年間水揚げ量が 400 トンもあったことが示唆されています。

1964 年から 1967 年の間、日本は台湾と共に南アフリカに隣接した水域において操業し、この間日本船団だけでも 2200 万釣鈎を投じて 200 万尾以上のまぐろを漁獲したと報告されています。

1970年代から2002年まで、南アフリカは日本及び台湾と二国間漁業協定を締結し、最大200隻までのはえ縄船が南アフリカEEZ内で、みなみまぐろを含むまぐろを対象とした操業許可を得ていました。2002年に、全ての二国間協定を終了し、南アフリカ政府は、同国水域内の海洋資源は国民のために開発するべきと決定しました。

1997年になってようやく南アフリカは、30件の許可を試験的に発出し、まぐろはえ縄漁業を再開しました。対象種は、主にめかじきでした。

2005年には、50件の長期的な漁業権が割当てられ、同漁業が商業化されました。みなみまぐろの漁獲制限は、当初45トンでしたが、その後CCSBTにより40トンに引き下げられました。国別漁獲枠が小さいため、みなみまぐろは、めかじき、きはだ、めばちを対象とする漁業の混獲種として漁獲されています。

南アフリカのはえ縄漁業によるみなみまぐろ漁獲は何度も中断されましたが、我が国の水域内で操業してきた外国はえ縄船も考慮すると、南アフリカEEZ内におけるみなみまぐろ漁業は、1960年代から続く長い歴史を有していると主張できます。

現在の漁獲能力

2005年に南アフリカの水産会社に対し50件の商業はえ縄漁業権が付与され、最大50隻のはえ縄船が操業できるようになりました。外国企業は南アフリカ水域における商業漁業権を保有することはできません。

全長18メートルから45メートルまでの26-30隻の漁船が操業しており、その中には10-12隻の用船も含まれています。

用船プログラムは、技能移転と南アフリカ船籍への移行を促すために行っています。

現在の配分量では、南アフリカの各漁業権保有者にたった0.8トンしか付与されません。このような小さな枠では、みなみまぐろを対象とした漁業は成り立ちません。現在、みなみまぐろは、きはだやめばち漁業の混獲種として漁獲されています。みなみまぐろの漁獲枠を増やすことにより、単に水産会社の採算性が高まるだけでなく、漁業権を現在活用していない人たちに、権利を行使させる刺激を与えることにもなります。

みなみまぐろの漁獲枠を増せば、南アフリカにおけるまぐろはえ縄漁業の雇用は、倍増すると推定されています。

生息国としての地位

CCSBT に参加している 9 か国の内、南アフリカはみなみまぐろが自国水域に生息している 4 か国のひとつであるにも関わらず、TAC の 0.5% しか保有していません。

UNCLOS の一般規定 (193 条) は、自国 EEZ 内にある天然資源を開発する主権的権利を認めています。

また、CCSBT の条文もこの主権的権利を認めています。

Kobe では、発展途上の沿岸国に対する配慮があるべきと強調されました。

過去 5 年間、南アフリカは責任ある漁業国として、UNCLOS の下での主権的権利を主張しないことを選択し、その代わりに CCSBT と協力し、不公平であるにも関わらず漁獲枠の配分も遵守してきました。

旗国の責任

完全な VMS カバレッジ

オブザーバーカバー率は 70% 以上

ERS の相互作用 (サメ、海鳥、海亀) を記録し、関係 RFMO に報告

ログブックも実施

まぐろ水揚港の指定

南アフリカにおける全ての水揚げを監視

洋上転載の禁止

CDS 文書及び標識装着を実施

南アフリカは CCSBT に漁業及び貿易データを報告

したがって、南アフリカは資源管理に責任を持ち、より大きな配分も管理できる国として信頼されるべきです。

寄港国としての重要性

南アフリカの港には、毎年全世界の TAC のおよそ 20% が水揚げされており、CCSBT で最も重要な寄港国となっています。これは、みなみまぐろの最大の漁場のひとつが南アフリカ沖にあるためです。

南アフリカは、片務的、かつ自費で寄港国措置を実施し、みなみまぐろを違法に市場に流通させる便宜的な港として利用されないことを確保しています。

南アフリカは加盟国と協力し、コミュニケーションを向上させ、みなみまぐろが IUU 産物となる抜け穴を塞ぐ努力を続けています。

したがって、南アフリカは寄港国として、資源の保存に重要な役割を果たしています。

南アフリカからの要請

今年初め、南アフリカは、全加盟国に対して CCSBT への加盟手続きを行っていることを伝えましたが、政治指導者たちは加盟後の南アフリカの漁獲枠について何らかの保証を必要としています。南アフリカは、当初の配分量として 300 トンから 400 トンを必要とすると示してきています。この増加分は、全世界の TAC の 3-4% に過ぎません。この謙虚な要請は、資源の状況、他の当事者の利益、南アフリカ船団の能力、及び CCSBT の分担金などを注意深く検討した結果に基づいています。資源の状況が回復した場合には、TAC における南アフリカの割合も相応に調整されるものと期待しています。南アフリカの立場は、今までと変わらないことを繰り返し申し上げます。特に南アフリカが、条約の第 8.4 条に基づく配分の基準を満たしていることを踏まえた上で、我々の謙虚な要請が好意的に検討されることを期待しています。

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

第 16 回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2006 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した決定を想起し、

2011 年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理続きは、2012 年以降の総漁獲可能量の設定の基礎となることに留意し、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟国に配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を考慮し、

2011 年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

同会合において合意された原則の一つが、日本の TAC 国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することであることに留意し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3 (a) に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式 (MP) ¹に基づき設定される総漁獲可能量 (TAC) は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
2. この決議は、全てのメンバーの配分量が、それぞれの名目漁獲量の水準に戻るまで適用されるものとし、MP に基づく最初の 3 年間の TAC 設定期間 (すなわち、2012 年から 2014 年まで) から適用する。

¹2011 年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に基づき合意された管理方式。

3. この決議において別に定めがある場合を除き、TACは、メンバー及び協力的非加盟国に対して、以下のとおり配分されるものとする。
4. いかなる TAC の増加も、それがメンバーに振り分けられる前に、第 10 パラグラフにおいて規定される総絶対量が協力的非加盟国に配分され、かつ、オーストラリアとニュージーランドが実施した自主的削減量（それぞれ 255 トン及び 45 トン）が、2012 年の TAC 期間以降、回復される。
5. TAC の変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。
6. TAC の増加があった場合には、2009 年に合意され、かつこの決議の付属書において規定される名目比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。名目漁獲量の水準に到達したメンバーに関しては、他の全てのメンバーがそれぞれの名目漁獲量の水準に達するまで、当該水準が維持されるものとする。
7. TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの名目比率の水準に整合的な形で削減される。
8. 協力的非加盟国に対しては、協力的非加盟国の地位に関する年次レビューに応じて、定量の TAC が与えられるものとする。
9. 新規メンバー及び協力的非加盟国の参加に伴い、TAC の配分量は変更され得る。新規メンバー又は協力的非加盟国の参加に伴い、名目漁獲量の水準が変更されることはないが、名目比率の水準は変更され得る。

10. 2012年、2013年及び2014年におけるメンバー及び協力的非加盟国へのTAC配分量は、以下のとおりとする。

	2012年	2013年	2014年
TAC	10,449 t	10,949 t	12,449 t ²
メンバー			
日本	2,519t	2,689t	3,366t ³
オーストラリア	4,528t	4,698t	5,147t
ニュージーランド	800t	830t	909t
大韓民国	911t	945t	1036t
漁業主体台湾	911t	945t	1036t
インドネシア	685t	707t	750t
協力的非加盟国			
フィリピン	45t	45t	45t
南アフリカ ⁴	40t	80t	150t
欧州連合	10t	10t	10t

² 2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議第7パラグラフ (iii) における合意のとおり、2014年のTACは、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449トン又は2013年に実施する資源評価に基づく2015年から2017年までを対象としたMPの結果（どちらか少ない方）となる。

³ 2011年の拡大委員会特別会合において、同委員会は、日本のTAC国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することに合意している。日本の名目漁獲量の水準への回復を開始するべく、TACが12,449トンに増加すること及びCCSBT20（2013年）の遵守レビューを条件として、日本は、2014年の同国向けの国別配分量に関して、増加量のうちの10%分の割増を受けるものとする。

⁴ 2013年及び2014年における南アフリカの配分量の増加は、同国のみなみまぐろの保存のための条約への加盟を条件とする。南アフリカが同条約に加盟しなかった場合には、全ての増加分が名目漁獲量比率の水準に基づきメンバーに振り分けられる。

付属書

メンバーの名目漁獲量及び比率の水準

メンバー	名目漁獲量の水準 (トン)	名目比率の水準
日本	5,665	36.9%
オーストラリア	5,665	36.9%
大韓民国	1,140	7.4%
漁業主体台湾	1,140	7.4%
ニュージーランド	1,000	6.5%
インドネシア	750	4.9%

みなみまぐろの全ての死亡要因に関するデータ提供のための決議案
(ニュージージーランド提案)

(第18回年次会合における提案 - 2011年10月10-13日)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

第11回委員会会合報告書及び第5回遵守委員会会合報告書に記録されているみなみまぐろの全ての死亡要因を報告するというメンバー及び協力的非加盟国による従前の合意を想起し、

全ての死亡要因に関するデータ及び報告に関する要件を明確にするために、メンバー及び協力的非加盟国がこれまでにしてきた約束を拡大委員会の決議として文書化することの重要性を考慮し、

さらに、2011年の拡大委員会特別会合において採択されたCCSBT戦略計画を想起し、

メンバー及び協力的非加盟国は、かかる戦略計画において、みなみまぐろの全ての死亡要因に関するメンバーからの報告が正確かつ完全なデータであることを確保する規則に合意することを「非常に優先度が高い」と認めていることに留意し、

かかるデータが拡大科学委員会によって検討される重要性を認識し、

条約第8条パラグラフ3(b)に基づき、次のとおり合意する。

1. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ2に従うことを条件として、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる量についての正確かつ完全なデータを報告するものとする。
2. パラグラフ1によって要求される完全かつ正確なデータを提供することが困難なメンバー又は協力的非加盟国は、拡大委員会に提出する国別報告書を通じて、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる最善の推定量を報告するものとする。
3. この決議の適用上、「全ての死亡要因」には、投棄及び遊漁（みなみまぐろにかかるこれらの要因に付随する結果（生存、健常、瀕死、死亡）を含む）が含まれるものとする。ただし、これに限定されない。
4. 事務局は、現在事務局から遵守委員会年次会合に提出している措置の遵守に関する表を拡張し、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる報告を記載する欄を設ける。
5. 拡大科学委員会は、メンバー及び協力的非加盟国の国別報告書を通じて提供されるみなみまぐろの全ての死亡要因に関するデータを、同委員会の作業（将来の資源評価等）に利用するものとする。

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への
影響を緩和するための勧告
(2011年10月10-13日 第18回年次会合において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第2条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007年1月26日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会 (ERSWG) において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

次のとおり、勧告する。

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨されるすべての措置に従う。

- a) インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う。
- b) 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う。
- c) 大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約水域で漁業を行う場合には、大西洋まぐろ類保存国際委員会に従う。

該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、パラグラフ 2 に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。データの機密性は、それらの委員会で適用される規則の下で、保護されなければならない。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。

5. CCSBT 事務局は、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。

6. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告の運用をレビューする。

7. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、セクション 2 に定められた措置の採択によってこれらのリスクをいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。

CCSBT 第 17 回年次会合以降に開催された
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の諸会合
CCSBT オブザーバーの報告、2010 - 2012 年

CCSBT17 において、ニュージーランドが 2010-11 年の中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 会合にて CCSBT からのオブザーバーを務めることが合意された。CCSBT17 以降、以下の WCPFC 会合が開催された。

- 委員会年次会合、2010 年 12 月 6 日 - 10 日
- 科学委員会会合、2011 年 8 月 9 日 - 17 日
- 技術遵守委員会会合、2011 年 9 月 28 日 - 10 月 4 日¹

みなみまぐろ漁業において、WCPFC の主なまぐろ資源が混獲されている。したがって、これらの種の資源状況は、CCSBT にも関係する事項であり、以下のとおりまとめられる。

- **かつお**- 数量ベースで最大の漁業であるが、過去に過剰漁獲されたとは評価されておらず、現在の漁獲努力レベルでも過剰漁獲は起きていない。
- **めばち**- はえ縄漁業では対象種として、赤道付近のまき網漁業では混獲種として漁獲されている。過去に過剰漁獲されたとは評価されていないが、現在の漁獲努力レベルでは過剰漁獲が起きている。
- **びんなが** (南西太平洋資源) - 現在の漁獲努力レベルでは過剰漁獲は起きておらず、また過去にも過剰に漁獲されていない。
- **きはだ**- 過去に過剰漁獲はなく、ベースケースの推定では過剰漁獲は起きていないが、科学委員会は赤道海域における漁業の漁獲死亡を増加させないよう勧告している。

WCPFC の本年の焦点は、めばちときはだに適用される主な保存措置を改訂することと、それらをかつお漁業にも適用できるよう拡大していくことに合わせている。既存の措置は、めばちの過剰漁獲を食い止めるために必要な漁獲努力の削減を達成していない。

CCSBT に関係するさらなる課題は、WCPFC が実施している生態学的関連種に関する措置のメンバーによる遵守状況である。現在、これらは、サメ、海鳥、海亀を対象としている。事務局が技術遵守委員会の検討用に作成した「措置への遵守に関する文書」は、遵守状況を評価するための情報を提供している。報告書は、WCPFC のホームページにおいて公表されている。²

¹ 当会議は、CCSBT18 の直前に行われたため、本稿作成時点では完全な報告書は入手されていない。

² CCM の保存管理措置の実施と遵守 (WCPFC-TCC7-2011/17a Rev 3)、2011 年 9 月 24 日。出典：<http://wcpfc.int/meetings/2011/7th-regular-session-technical-and-compliance-committee>.

第 29 回南極海洋生物資源保存委員会年次会合 CCSBT オブザーバー（オーストラリア）の報告

南極海洋生物資源保存委員会の第 29 回年次会合（CCAMLR XXIX）が、タスマニアのホバートにて 2011 年 10 月 25 日から 11 月 5 日まで開催された。

会合には、委員会の全 25 メンバー（アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国（以下、中国）、チリ、欧州連合、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア連邦、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国及び北アイルランド、米国、ウルグアイ）の代表が参加した。オランダはオブザーバー・ステータスを有する締約国として参加した。南極・南大洋連合（ASOC）、適法マゼランアイナメ操業者連合（COLTO）は、招待 NGO オブザーバーとして参加した。この他、いくつかの国際機関も参加した。ナイジェリアはオブザーバー・ステータスを有する非締約国として参加した。

CCAMLR と CCSBT の協力

委員会は、CCSBT との MOU についてしばらく討議してきているものの、休会期間中に進捗がなかったことを想起した。CCAMLR と CCSBT には共通の関心事がいくつもあることを踏まえ、委員会は CCAMLR-XXX で最新の情報を受け入れることを歓迎した。

委員会は、インドネシアのバリで 2011 年 10 月 10 日から 13 日まで開催される CCSBT 第 18 回年次会合（拡大委員会を含む）にて、オーストラリアが CCAMLR を代表することに合意した。

CCSBT は CCAMLR XXX の招待を受けた。

違法、無報告、無規制（IUU）漁業

委員会は、条約水域における IUU による推定漁獲量が 2009 年以降増加していることに懸念を表明し、各国の管理や漁獲証明制度（CDS）に進捗が見られているにも関わらず、IUU 漁業が著しく減少していないようであるとの結論に至った。

委員会は、刺し網の漁獲率に不確実性があることを踏まえ、今後の IUU 漁業の推定量は漁獲レベルではなく、努力レベルに焦点を合わせるべきとことに合意した。CCAMLR 事務局は今後、特定水域における IUU 漁獲量ゼロという推定値が情報不足によるものか、それとも IUU 活動がなかったと確認されたものかを明確にしていく。

パフォーマンス・レビュー

委員会は、2008 年に行われた CCAMLR のパフォーマンス・レビューで提示された勧告について、その進捗状況の検討と報告を行った。委員会は、科学委員会がパフォーマンス・レビューの勧告に対応するためのロードマップを策定したことに留意した。能力開発や負担の共有など、多くの勧告に対して重要な進展が見られ、さらに、最近承認された科学委員会の 3 年計画では、パネルが提起した追加事項が取り上げられることになっている。また、委員会は実施遵守常任委員会（SCIC）が特定した優先課題のいくつかを承認しており、その中には旗国と寄港国の義務や、監視、管理及び取締りの要件などが含まれている。委員会は、進捗状況の報告書は生きた文書として継続的な作業のリファレンスポイントとして維持すべきであることを承認した。

委員会は、南アフリカにおいて、オーストラリア、CCAMLR 事務局、南アフリカ及びイギリスが共同開催した IUU 能力開発トレーニングを歓迎した。委員会は、これは他の締約国との協力を強化し、条約の目的を達成することに資する有用な活動であることに留意した。

海洋保護区（MPA）

委員会は 2011 年にフランスが主催する MPA ワークショップについて、その付託事項と期待される結果を承認した。ワークショップの目的は、進捗状況をレビューすること、保護区の候補地選択の様々なアプローチの経験を共有すること、CAMLR 条約水域における MPA 提案書草案をレビューすること、可能な限り速やかになるべく多くの優先水域において MPA を指定するための作業計画を決定することである。

混獲及び偶発的死亡

委員会は、科学委員会からの海鳥と海洋哺乳類の偶発的死亡についての全般的な助言に留意した。委員会は、海鳥の死亡率が引き続き低かったこと、また、2009/10 年に海洋哺乳類の死亡がなかったことに留意した。フランスは、委員会に対して、3 年間続けてきた EEZ 内における海鳥の偶発的死亡を削減するための国家計画が成功していることを報告した。2006/07 年から 2009/10 年の間に、海鳥の死亡率は 84% と大幅に減少した。フランスは、全ての CCAMLR メンバーに対し、CAMLR 条約水域に隣接する RFMO においても同様の行動を開始することを検討するよう促した。

事務局の戦略計画のレビュー

CCAMLR XXIX において、事務局長は、2002 年の戦略計画をレビューし、その結果を CCAMLR XXX に報告することを提案し、委員会はそれを歓迎した。このレビューに関して、委員会は、事務局の機能やサービス提供について、様々な CCAMLR 関係者と協議する機会となり、事務局の後継者育成や給与戦略全体を検討する機会になることに留意した。委員会は、事務局が「グリーン」政策を採用することを歓迎した。

その他の事項

CCAMLR XXIX では、その他の事項として、新しい探索的漁業、データの少ない漁業、オキアミ漁業の管理、気候変動、CCAMLR 国際科学観測スキーム (Scheme of International Scientific Observation) に参加するための認定制度の基準策定、遵守及び評価手続き (DoCEP) の策定、投資原則の設定を含む CCAMLR 財務規定の見直しなども討議された。

大西洋まぐろ類保存委員会 (ICCAT) 第17回臨時委員会

2010年11月27日

フランス、パリ - 大西洋まぐろ類委員会は、第17回特別会合をフランス政府主催で、パリにて2010年11月17日から27日まで開催した。会合の焦点は、委員会のマンデートの下における委員会のまぐろ及びまぐろ類似種の管理、並びにICCATの48カ国・地域の締約国（CPCメンバー）による管理規則の遵守に合わせられた。委員会は、2010年10月マドリッドで開催された調査統計常任委員会（SCRS）の所見に基づき、大西洋及び地中海のまぐろ種、並びにサメや海亀などの混獲種の資源状況をレビューした。

会合の最後にICCATのCPCメンバーは、めばち、くろまぐろ、北大西洋めかじきの管理措置と、混獲されるサメや海亀の保存措置を採択した。また、監視、取締り及び管理に関する改良された新しい措置も採択した。ICCATは、混獲種のデータ収集と、まぐろ漁業で捕獲される全ての種の長期的持続性を確保するために必要な調査において世界をリードしている。

管理規制を通じた遵守の強化

ICCATの管理規制へのCPCの遵守を確保するため、今年は改良したアプローチが取られた。遵守委員会は、例えば漁獲データの無報告、又はICCAT資源の過剰漁獲など、遵守されていないICCAT管理措置を特定するため、CPCの遵守状況について徹底的なレビューを行った。最初の警告として「懸念表明のレター」を送り、次により強い警告として「（非遵守）特定のレター」を送り、その後は制裁を科す可能性がある。委員会は、23通の「懸念表明のレター」と23通の「（非遵守）特定のレター」をCPCに送ること、さらに、2カ国のCPCに対しては称賛の意を伝えることに合意した。これらのレターを通じて、CPCに対して、欠陥を是正するために次年度にどのような行動を取る予定であるかを報告すること、また、過剰漁獲が続かないようにするための管理計画を提出することを求め、それらがなければペナルティーを科す可能性がある。今後科す制裁については、例えば漁獲配分の削減または取消、金銭的なペナルティー、あるいは投票特権の一時停止など、様々な方法が検討された。休会期間中の2011年早期に遵守委員会の会合を開催する。

くろまぐろ

特に地中海における近年の過剰漁獲のため、メディアの大きな注目を浴びた大西洋くろまぐろに対し、会合の多くの時間が費やされた。2006年にICCATは、過剰漁獲を食い止めるため、東大西洋及び地中海の資源を2022年までに回復させる再建計画を実施した。2010年漁期には、最大漁獲量を持続的に生産できるレベルにまで資源をさらに早く回復させるため、以下に示す一層厳しい措置に合意した。

- 漁獲能力の削減
- 実施できる共同操業数の制限
- まき網及び蓄養活動を100%カバーするオブザーバー計画
- リアルタイムに近い漁獲報告を通じた、より細かい枠消化の監視

監視、取締り及び管理措置を改良し整備したことにより、過去数年のCPCのデータ報告に改善が見られた。今年のSCRSの評価では、近年の規制が明らかに漁獲量と漁獲死亡率の削減につながっていることが示された。これらの努力に加え、委員会は東大西洋くろまぐろの保存管理措置を強化し、特に蓄養事業におけるシステム上の弱点を解消することが必要であると認識した。蓄養魚については、漁獲から蓄養場への活け込みまでのくろまぐろの尾数と生物量をより正確に把握するための措置が導入された。この中には、活動中の全ての曳航船とまき網船を監視するためにオブザーバーカバー率を高めること、また漁獲と活け込みを定量化するためにステレオビデオシステムを開発することなどが含まれている。

また、委員会は、トレーサビリティを確保できるシステムに改良する目的で、くろまぐろ漁獲証明プログラムへの入力を電子化する計画を採択した。このシステムは、2012年漁期には完全な稼働体制に入ると期待されている。このように監視、取締り及び管理措置を改善することにより、また、2010年SCRSの評価で東大西洋くろまぐろの2011年TACを12,900トンに設定したことにより、資源状況が今後回復していく確率は高く ($\geq 95\%$)、2022年までに完全に回復する確率は67%となっている。西大西洋くろまぐろについては、委員会は産卵期におけるメキシコ湾での直接漁業の禁止、最低漁獲サイズ、漁獲割当などの保護措置を含む回復計画を継続した。CPCからは、ディープウォーター・ホライズンの原油流出事故を受け、西大西洋くろまぐろの回復への影響を注意深く監視するため、2010年に調査計画を強化したことが報告された。西大西洋くろまぐろの2011年TACは、1,750 トンと設定された。

長期的持続性を確保するためのくろまぐろ調査

くろまぐろの生物学については、例えば地中海の産卵資源を保護するために必要な知識など、まだ知られていないことが多い。そこで、ICCATは、くろまぐろ管理を支援するため、数百万ドル規模の欧州大西洋くろまぐろ調査計画を(GBYP)を設置した。この計画は、CPCの資金により賄われ、業界及び環境NGOの支援も受ける。今年、くろまぐろ産卵親魚の生息水域における航空目視調査を開始した。SCRSは、回復計画を監視するために、航空目視調査データが漁業から独立した資源サイズの情報を提供できるかを評価する。

ICCATはサメと海亀の保存をリードする

ICCATの主な責任は、まぐろ類の管理にあるが、委員会はまぐろ漁業で偶発的に捕獲される種の保存においても徐々に主導的な役割を担うようになってきており、他の地域漁業管理機関(RFMO)に対する手本を示している。サメに関するデータの収集と評価に加え、ICCATは大西洋及び地中海のサメ種の生育場を保護するための禁漁区・期間の設置などの措置を講じる目的で調査を行っている。今年、絶滅の危機に瀕しているサメ種を保護するためのい

くつかの提案を検討し、ヨゴレ、アオザメ、シュモクザメの保存に向けた重要な新しい措置を全会一致で採択した。これらの措置は、ヨゴレとシュモクザメの生存率を高めるために、同種の船上保持と取引を禁止している（ウチワシュモクザメを除く、また開発途上CPCにおける国内消費を除く）。海亀については、捕獲率を最小限に抑え、放流された海亀の生存率を最大化する措置が合意された。

北大西洋めかじき

2009年に北大西洋めかじき資源は、委員会が管理計画で設定した目標（BMSY、最大漁獲量を維持できる生物量）を上回るレベルにまで再建された。再建計画は、2000年にスタートし、最低サイズと漁獲枠に制限が設けられた。今年の年次会合において、2011年TACは13,700トンに設定された。2011年には、BMSYに到達する確率が50%以上となることを目指した複数年の保存管理計画に合意する。これは、予防的アプローチと一貫した制限リファレンスポイントをベースとし、将来、仮に生物量が制限リファレンスポイントに近づくほど減少した場合には、再建計画が発動される。

めばち

今年、SCRSは新たな評価を行い、委員会は科学的な勧告に従い、総漁獲可能量（TAC）を85,000トンに設定した。しかし、過去にメバチのTACを超えたこともあり、また、若齢魚の死亡率が高いこと、海賊行為のために漁船がインド洋から大西洋に移動していることなど、他の問題もある。これらの問題に対応するため、委員会は能力削減、禁漁区・期間、オブザーバー計画などについて討議し、来年からの実施に向けた作業を続けている。

その他

- 会合には、アルジェリア、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、エジプト、欧州連合、フランス（サンピエール島およびミクロン島を代表）、ガーナ、グアテマラ、赤道ギニア、アイスランド、日本、韓国、リビア、モロッコ、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、南アフリカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（海外領土も代表）、米国、ウルグアイ、バヌアツの35の締約国・地域から500名以上の代表が参加した。さらに、5非締約国、4政府間機関、23の非政府機関も参加した。

- ICCATが今後設定又は採択するであろうオブザーバー計画の要件を考慮した上で、委員会は漁船オブザーバー計画の最低基準を採択した。オブザーバーカバー率は、最低でも漁獲努力量の5%、代表的な時空間カバー、混獲種のデータ収集の改善などが網羅されている。CPCは、委員会に国内オブザーバー計画についても報告することが義務付けられている。

- 2009年にICCATは、ICCAT種を捕獲する遊魚及びスポーツフィッシングに関する作業部会を設定した。この部会は、遊魚及びスポーツフィッシングをよ

り良く監視するための改良かつ標準化された方法を開発するために精力的に作業している。

- 2010年にICCATは、能力開発活動におよそ117,000ユーロを投じた。EU、日本、米国から拠出された資金は、科学会合、訓練ワークショップ、サンプリング及びオブザーバー計画などへの参加、また、過去のログブックの再生に使用された。

次回のICCAT年次会合は2011年11月にスペインで開催される。休会期間中の他の会合は、年間を通じて開催される。開催地の詳細情報は、入手され次第、www.iccat.intの「会合」のページに掲載される。

第15回インド洋まぐろ類委員会会合 CCSBT オブザーバー（日本）の報告

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の第15回会合が、スリランカのコロomboにて2011年3月18日から22日まで開催された。委員会の24メンバー、3協力的非加盟国、7オブザーバー及び招待された専門家らが出席した。

IOTCとCCSBTの協力

IOTCとCCSBTの協力に関係する事項は、この会合では討議されなかった。

総漁獲可能量及び配分

本件に関連する事項は、この会合では討議されなかった。委員会は「委員会は2012年の本会議において、きはだ及びめばちの枠配分制度又はその他関連する措置を採択する」としたIOTC決議10/01を想起した。

委員会は、2012年3月に行われる第2回配分基準に関する技術委員会会合を主催するというモルディブからの寛大な申し出を受け入れた。

IOTC措置に対するCPC遵守状況の評価

委員会は、IOTC措置に対するCPCの遵守状況の評価する仕組みを設置すべきであることに合意し、その第1ステップとして、更なる注意が必要な分野を示したフィードバック・レターを各代表団の団長に提示する。このレターが次回の遵守委員会会合における進捗状況のレビューのベースとなる。

採択された保存管理措置

委員会は、下記の保存管理措置を採択した。

- ▶ 決議11/01 決議・勧告抄録の作成
- ▶ 決議 11/02 データブイでの操業禁止について
- ▶ 決議11/03 IOTC権限水域において違法、無報告、無規制漁業に関わったと推測される漁船のリスト策定
- ▶ 決議11/04 地域オブザーバー計画について
- ▶ 決議11/05 大型漁船の転載に関する計画策定
- ▶ 決議11/06 IOTC権限水域の漁船の漁獲量の記録

その他の事項

委員会は、ソマリア沖で続いている海賊行為に対し、深刻な懸念とその終

焉を望んでいることを改めて表明した。

第82回全米熱帯まぐろ類委員会年次会合 CCSBTオブザーバー（台湾）の報告

全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の第82回年次会合が、2011年7月4から8日まで米国カリフォルニア州ラホヤで開催された。

会合には、委員会の全21メンバーの国・地域（ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、欧州連合、フランス、グアテマラ、日本、キリバス、韓国、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、台湾、米国、バヌアツ、ベネズエラ）が出席した。クック諸島は協力的非加盟国として、インドネシアはオブザーバーとして参加した。この他、いくつかの国際機関と非政府機関も参加した。

IATTC と CCSBT の協力

IATTC と CCSBT の協力に関係する事項は、この会合では討議されなかった。

違法、無報告、無規制（IUU）漁業

委員会は、ボリビア船籍の Mar Cantábrico 号を IUU リストに含めること、また Caribbean Star 31（コロンビア籍）、Permata（インドネシア籍）、Permata 102（インドネシア籍）、Permata 138（インドネシア籍）、及び Mutiara 28（インドネシア籍）を同リストから取り除くことを決定した。更新された IUU リストは、IATTC のウェブサイトに掲載されている。

採択された決議

委員会は、2010年に採択されたまぐろの保存、海鳥の保存、及びデータブイに関する3つの勧告に若干の修正を加え、決議として採択した。

委員会は、全長24メートル以上のはえ縄船リスト、地域漁船登録、及びはえ縄船による洋上転載に関する3つの既存の決議を改訂する提案を採択した。変更内容は、主にアンティグア条約との整合性を確保するため、又は旗国の義務を明確にするためのものである。

さらに、委員会は、遵守に関する決議も採択した。これは委員会が採択した決議への遵守を高めるため、IATTCの各決議に関するアンケート用紙に記入するプロセスを設定するものである。アンケート用紙は、遵守委員会がレビューする。

委員会は、ヨゴレの保存に関する決議も採択した。これは同種の船上保持、転載、水揚げ、貯蔵、販売、又は胴体の全て若しくは一部の販売申し出を禁止するものである。

委員会は、開発途上国への技術援助に関する決議も採択した。これは IATTC のメンバーで、開発途上にある国の技術的・科学的な能力を高めるための基金を設置するもので、当初は委員会の年次予算から 50,000 米ドルを拠出する。

さらに、委員会は、はえ縄船のオブザーバーに関する決議も採択した。全長20メートル以上のはえ縄船のオブザーバーカバー率は、2013年から最低5%とすることが要件となった。

また、委員会は、ペルーで登録されているまき網船及びさお釣り船の総搭載容量の制限を調整する決議や 2012 年度の予算も採択した。

その他の討議事項

太平洋くろまぐろの保存、はえ縄船の地域登録、FAD の管理、寄港国措置、シュモクザメの保存、貿易措置、漁獲証明制度など、いくつかの重要な課題が討議された。しかしながら、時間切れのため、これらについてコンセンサスを得ることはできなかった。

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則
(2011年10月13日更新)

1. この規則における CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者¹及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会²及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

¹ 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

² 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

³ これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、**表 1**に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、**表 1**にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする： (a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

4. 非公開データの伝達

4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。

15. CCSBT 事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第 3 及び第 4 パラグラフに基づき事務局長が正式に許可する CCSBT 事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれの CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについては CCSBT データ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又は CMN から文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

4.4 拡大委員会のメンバー及び CMN による非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及び CMN は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
- (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CMN が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CMN が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CMN は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバー及び CMN は、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば 2 名）の代表者⁴を事務局に通知するものとする。当該通知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT 事務局は、当該権限を有する代表者リストを保

⁴ 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBT ウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡することで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙 2 の手続きに従わなければならない。

持する。拡大委員会のメンバー及び CMN 並びに事務局は、メンバー及び CMN の代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及び CMN の代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、また CCSBT データ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
20. 拡大委員会のメンバー及び CMN による非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙 2 にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
21. 拡大委員会へのデータ提供義務を 2 年間連続して履行しなかったメンバー又は CMN は、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第 18 及び第 19 パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又は CMN の代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

22. 委員会が他の地域漁業管理機関 (RFMO) 又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他の RFM は互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータを CCSBT データ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年 of 年次会合において、他の RFMO とのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去 12 か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

4.5 その他の状況における非公開データの伝達

23. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又は CMN が、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者⁵に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又は CMN が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CMN は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
24. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又は CMN がその都度判断するものとする。当該メンバー又は CMN の自由裁量により、その際の要件は別紙 2 に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

4.6 不可抗力

⁵ 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

25. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

5. 定期的レビュー

26. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則及び補助的文書を定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。

27. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

6. 最終条項

28. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分⁶に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、メンバー及び CNM は、特定の承認なしに入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 ⁷	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし ⁸ – 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、遺伝学的データ、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし ⁹ – 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	中
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 ¹⁰

⁶ 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

⁷ 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。

⁸ サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

⁹ CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし ¹¹ 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ ¹²	高
上記の生物学データ以外の集計科学オブザーバー・データ。海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。	中
上記の生物学データ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

¹⁰ CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

¹¹ 毎年のデータ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

¹² この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方 - SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、遺伝学的データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESC が生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す ¹³ 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

¹³データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT 事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)¹⁴から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又は CNM が承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分¹⁵、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

¹⁴ 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

¹⁵ 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続きが確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
 - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造¹⁶ 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
 - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする¹⁵：
 - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
 - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
 - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
 - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
 - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

¹⁶ 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード¹⁷を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
 - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
 - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
 - パスワードの再利用を認めない；
 - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
 - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
 - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー¹⁸を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア¹⁹に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

¹⁷ 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

¹⁸ 又は同等の措置。

¹⁹ データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP等）があり、無料のもの（TrueCrypt等）もある。

- 60分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
 - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
 - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする²⁰。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
 - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
 - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
 - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

²⁰ メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

CCSBT データ要請書

1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること¹⁵；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに関示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 21 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。

2012年の生態学的関連種作業部会会合のための議題案

議題項目 1. 開会

議題項目 2. 年次報告

- 2.1 メンバー
- 2.2 協力的非加盟国

議題項目 3. 関連する国際的な制度のレビュー

メンバーによる *FAO の IPOA サメ・海鳥、並びに漁業操業時における海亀の死亡を削減するための FAO ガイドラインの実施状況。他のベストプラクティスガイドライン (FAO、ACAP) についてのレビュー及び勧告。*

議題項目 4. ESR 作業部会に関連する他の機関の会合の報告書

- 4.1 まぐろ類 RFMO 合同混獲技術作業部会による勧告
- 4.2 地域漁業管理機関/取決め
CCAMLR, IOTC, WCPFC, ICCAT

議題項目 5. ERS に関する情報及び助言

SBT 漁業によって生じている ERS へのリスク及びそのリスクの緩和について評価する。かかる評価を支援するべく、メンバーは、以下の小議題項目に関連して、自身が提供可能なあらゆる情報 (空間・季節リスクの評価に関連する情報を含むオブザーバーデータ、また関連する場合には、SBT を対象としない漁業からのデータを含むオブザーバーデータを含む) を検討するよう要請される。

- 5.1 ERS の資源状況に関する情報
- 5.2 海鳥及び海亀に関する生態学的リスク評価の結果
- 5.3 ERS 死亡量の推定値及び不確実性の推定値を改善するための将来の分析
 - 5.3.1 サメに関する生態学的リスク評価の検討
- 5.4 SBT 資源の状況に影響を与え得る捕食種及び餌料種
- 5.5 緩和措置に関する研究及び優先課題の更新
 - 最近の緩和措置に関する試行結果の報告、緩和措置に関する現行の及び計画中の研究の更新情報の紹介。SBT を対象とした漁業によるリスク緩和に関して、海域別 RFMO によって採択された ERS 措置の効果を評価し、SBT 漁業の特徴を念頭に同漁業において追加的な又は異なる措置が必要となるかどうかについて助言する。*
 - 5.5.1 加重縄：研究、既存の要件及び実施状況のレビュー
- 5.6 ERS との相互作用を CCSBT 遵守委員会に報告するためのテンプレート

議題項目 6. CCSBT 戦略計画における ERS 活動

- 6.1 ERS に関するデータ提出要件
 - ERS データの必要性及びデータの情報源を検討し、ERS 年次データ交換に含めるべきデータを勧告する。*
 - 6.1.1 オブザーバーデータ

6.1.2 データ交換

6.2 他の RFMO が採択した緩和措置の評価

6.3 追加的な緩和措置の特定と採択

議題項目 5 に基づく情報及びリスクの評価に基づいて実施。

6.3.1 2008 年の生態学的関連種に関する 2008 年の勧告における
コラムオプションのレビュー

議題項目 7. 普及啓発活動

議題項目 8. 将来の作業計画

議題項目 9. その他

議題項目 10. 拡大委員会への勧告及び助言

SBT 漁業による ERS へのリスク及びかかるリスクの緩和方法に関する勧告。